第２部　災害予防計画

序　章　災害予防計画の考え方

現代の科学技術でも、地震や各種の気象現象の発生を防止することは不可能である。しかし、これまでたびたび経験してきた地震、台風や集中豪雨、竜巻被害などの風水害といった災害について、その発生メカニズムを分析した結果、我が国はどこでも各種の自然災害の発生する危険性があり、いつ災害が発生してもおかしくないという状況にあることだけは明らかになっている。

“天災は忘れた頃に”といわれるが、先の東日本大震災での津波被害の教訓は、かつて経験してきた災害の教訓を風化させずに、常日頃からの取り組みによって後世に引き継いでいくことがいかに重要な課題であるかを改めて示した。

災害を防ぐことはできないが、被害の発生を予防すること、または被害の程度を軽減することは可能である。災害予防計画は、そのための計画であり、あらかじめ備えることで災害による被害の発生を最小限にとどめることを目指す。

そのため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害の発生に備えた防災体制をあらかじめ整備する。また、避難や救助など市民の安全を確保するための備えに関する取組み、食料や飲料水など生活必需品の確保といった災害時の生活を継続するための取組みを進める。

さらに、大規模な災害の場合、地域の防災関係機関の活動だけでは、被害の軽減に対して限界があることから、行政と市民、事業者が一体となって地域の災害対応力の向上を図る。

第１章　災害に強いまちづくりの推進

災害の発生による被害を最小限にとどめ、減災を実現するため、建築物や道路・橋りょう、ライフライン施設など都市の構築物の安全対策を進めるとともに、地盤災害の予防対策、さらに安全な市街地の形成に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

第１節　災害に強い都市の形成

災害による被害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

第１　建物・構造物の安全対策

１　市有建築物の耐震化

公共施設を所管する全部局

平成 24 年 3 月 31 日現在、学校施設や市営住宅、庁舎など市が保有している 401 棟の建築物のうち、約 68%は昭和 56 年以前に建築された建築物であり、耐震性なしと判断されているものが 87 棟（21.7%）ある。

市の防災対策の拠点となるべき本庁舎については、耐震性不足が指摘されていた旧本庁舎から、令和 2 年に、地震に強い免震構造で建築された第一本庁舎へ移転が完了している。

小・中学校については、平成 28 年に耐震化が完了しており、その他の施設についても順次耐震化・補強工事・改築等を実施する。

さらに、平成 25 年度に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震改修済の建物はもとより、新耐震基準による建築物についても、耐震性が確保されているという認定表示を行う。

２　一般建築物の耐震化

都市計画部
都市整備部

平成 24 年現在、市内には約 16 万棟の一般建築物があり、このうち約 6 万 5,000 棟は新耐震基準が施行された昭和56 年以前に建築された建築物で、全体の約 41%を占めている。

老朽化した建築物については、耐震改修及び建て替え（自然更新）により、順次耐震化が進んでいるが、減災効果の期待できる耐震化率９割には届かない状況である。このため、住宅や多数の人が利用する建築物などに対しては、耐震改修促進法に基づき「川口市建築物耐震改修促進計画」を策定し、この計画に従い耐震化を促進する。

（１）対象となる建築物

昭和 56 年以前に建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があるため、これらすべての民間建築物を対象とする。

（２）　耐震診断の義務化

「改正耐震改修促進法」により、一定規模以上の病院や店舗、劇場など不特定多数の者が利用する建築物、一定規模以上の小学校や老人ホームなど避難時に配慮が必要な建築物、一定量の危険物を扱う建築物、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、県が指定する防災拠点建築物については、耐震診断が義務化された。

市は、インターネット等によりその結果を公表する。

また、マンションを含む住宅や小規模建築物を含め、すべての旧耐震基準建物の所有者に対し、努力義務として耐震診断を実施することが課された。

（３）耐震改修に関する啓発

現在、市のホームページにおいて、市民への耐震診断・改修に関する知識普及・啓発を目的として、耐震診断・改修の重要性、各種補助に関する情報を掲載している。

また、改正耐震改修促進法では、容積率や建ぺい率の特例制度が設けられ、新耐震基準適合建築物を含め建築物の耐震性が確保されていることを表示することができるようになった。さらに、マンション等の区分所有建築物についても、大規模な耐震改修の決議要件が緩和されている。

今後は、改正耐震改修促進法の内容を加え、耐震診断・改修等に関し、ホームページへの掲載、広報紙、掲示物などの活用により、一層の知識の普及・啓発に努める。

（４）相談窓口の設置及び無料相談会の実施

県や市が行っている無料簡易耐震診断や耐震改修に関する相談事業を周知し、活用を促進する。

（５）耐震診断・改修の支援措置

市が行っている「既存建築物耐震診断補助事業」や「既存建築物耐震改修補助事業」をはじめ、国・県の支援措置に加え市の支援制度、融資制度、税に関する優遇制度の周知と活用を図る。

都市計画部

３　建築物の不燃化促進

（１）防火・準防火地域の指定

本市では、市街地における火災の危険性を防止するため、川口駅及び西川口駅周辺をはじめ、火災危険度の高い市街地や埼玉高速鉄道線の一部の駅周辺に対して防火地域または準防火地域を指定し、建築物の構造制限などを行っている。

今後は、さらなる市街地の防火性を強化するため、商業施設が立ち並び、人通りや交通量の多い地域、緊急輸送道路や災害時の避難路等の沿道、延焼の危険性が高い地域などについて、防火地域または準防火地域を定める。

（２）建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づく建築確認申請の手続きを通じ、防火避難規定等の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の適格な維持管理を行うよう周知する。

都市計画部

４　中高層集合住宅の震災対策

本市は、立地条件の良さから工場跡地等への中高層住宅の建設（マンション化）が活発である。大規模な地震が発生した場合、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等ライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。さらに、エレベーター復旧までの間、居住者は階段で上下移動せざるを得ないため、高層階の居住者ほど孤立する恐れがある。

このため、市は中高層集合住宅の管理組合などと連携し、「震災時活動マニュアル」の作成をはじめとした防災対策の実施を支援する。

＜震災時活動マニュアルの内容＞
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する啓発
- エレベーター閉じ込め防止対策の推進
- 自家発電機の整備と燃料の確保
- 飲料水や食料などの備蓄
- 施設設備の整備・点検
- 発災時の防災体制整備
- 安否確認・情報伝達ルート
- 避難方法　など

５　落下物などに関する対策

（１）落下物（窓ガラス、屋外広告物など）対策

都市計画部

地震時には中高層建築物の被害による窓ガラス、外壁材、屋外広告物などの落下により人的被害の発生や防災活動に支障を来すおそれがある。

特に昭和 56 年以前の建築基準法では、その対応が十分でないことから屋外落下物が発生する可能性が高い。（一般に震度５弱 以上に相当する地震を受けると破損するおそれが高くなる。特に昭和 53 年に原則禁止となった硬化性パテを用いて取り付けられた窓ガラスについては、震度 4 の地震でも破損するおそれがある。）

平成 17 年度に商業地域内及び避難路・避難場所に面する昭和 54 年以前に建築された建築物について、はめ殺し窓の設置状況の調査を行い、硬化性パテを使用している建築物の所有者に対して改善指導を行っている。

今後は、緊急輸送道路や避難路及び避難場所の周辺を中心として、窓ガラス、外壁タイル及び屋外広告物に対する調査を行い、落下防止の重要性の啓発、改修などの指導を行う。

（２）ブロック塀などの倒壊対策

ブロック塀等の倒壊は、狭幅員道路などでは障害物となり、避難行動や防災活動に支障を来し、２次災害の拡大を招くおそれがある。

①　ブロック塀などの実態調査と既存ブロック塀等安全対策補助金制度の活用

市内各学校の通学路に面する危険な既存ブロック塀等の実態調査を実施し、必要に応じて改善指導を行っている。また、撤去及び軽量フェンス等への改修に係る費用の一部を補助する制度を設けており、倒壊対策を促進する。

②　生け垣設置等奨励補助制度の活用

本市では、昭和 57 年度より緑化推進と災害防止の観点から生け垣等を新設する場合及び生け垣等設置のため既存の塀を撤去する場合に補助制度を設けている。

令和３年度までの補助金利用は 277 件であり、今後も市のホームページなどによって市民に周知し、生け垣の設置を促進する。

③　住宅リフォーム補助金制度の活用

市内の住宅を改修する工事のうち、対象となる部分について費用の一部を補助する制度を設けている。

対象となる工事には、ブロック塀の修理や撤去等も含まれる。

公共施設を所管する全部局

６　建物の電源多重化対策

災害時の応急活動や復旧・復興に向け、必要な電力を確保するため、公共施設における電源の多重化・分散化を進める。特に、医療機関など人命に関わる重要施設は、その設備が災害時においても稼働できるよう電源の多重化を促進する。

第２　ライフラインの耐震強化と電源の多重化

上下水道局

１　上水道施設の耐震強化

布設から 40 年以上経過した管を、老朽度に応じて順次耐震型ダクタイル鋳鉄管に布設替えし、強い管網の整備を図る。

また、配水池・配水塔等の耐震診断や耐震補強、配水池・配水塔の緊急遮断弁などの適切な保全を行い、水道施設としての耐震性を高め、緊急時における貯水量の確保を図る。

上下水道局

２　下水道施設の耐震強化

下水道総合地震対策計画に基づき、既存の管路施設及びポンプ場施設の耐震性の向上を図る。

新設する下水道施設については、耐震対策指針等に基づき、耐震性の強化を図る。

通信事業者

３　通信施設の耐震強化

通信ビルや通信ビル内の機器について、耐震性の強化を図るとともに、停電時にも通信設備が作動するようバックアップ電源の確保及び通信伝送路の多重化などによる信頼性向上を図る。

また、市民が災害時において安否情報などを確認できるよう、緊急時の情報通信手段（電話や携帯電話など）の確保や緊急時の際の情報手段についてパンフレットなどにより普及を図る。

電力事業者

４　電気施設の耐震強化

地震に対して設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

ガス事業者

５　ガス施設の耐震強化

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

（１）ガス製造設備

①　新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、各種耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備は、その重要度を考慮し、経過的に取替えまたは補強など必要に応じた対策を講じる。

②　二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備などの被害状況を点検し、必要な処置を行うための要領をあらかじめ定めておく。

（２）ガス供給設備

①　新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替えまたは補強な

ど必要に応じた対策を講じる。

②　需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

③　二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置を設置する。

④　環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。

６　ライフライン施設の電源の多重化

ライフライン担当部及び各事業者

ライフライン施設の機能を確保するため、主要設備の電源の多重化を図る。

第３　道路・橋りょう・河川の整備

建設部
都市計画部
都市整備部

１　道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、災害時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、その効果の高い広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

特に、都市計画道路は、幅員も広く延焼遮断空間や緊急輸送用道路として重要な役割がある。市には、117 路線（延長 201.4km）の都市計画道路があり（令和４年４月現在）、その整備率は約 67.7%である（令和４年４月現在）。幅員 15m 以上の都市計画道路については、延焼遮断機能に着目し、沿道建築物の不燃化や不燃樹林による緑化を推進する。

また、細街路についても積極的な整備を行い、拡幅を推進する。

２　橋りょうの整備

災害時の橋りょう被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。

市では、橋りょう点検の結果および長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの改修、修繕を行っている。また、緊急輸送道路に指定されている、または、第三者被害に繋がる恐れのある橋りょうは、耐震補強を行っている。

引き続き、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型管理を促進し、橋りょうの長寿命化を図っていく。

３　河川の整備

都市における河川には、その空間利用による延焼防止、避難場所・避難道路、緊急輸送路などとしての機能があり、また、その水利用による消防水利や生活用水などの機能がある。

本市には多くの河川があることから、この地理的特性を防災機能の強化においても活用していく。

一方、本市は荒川沿いの低地帯に位置し、昔からたびたび河川の氾濫に悩まされてきた。そのため、一級河川については、国・県などと連携し、河道拡幅や河床掘削、調節池の整備、排水機場の増強といった治水対策のための河川改修事業を進める。

準用河川及び普通河川（用・排水路）については、一級河川の改修事業との調整を図りながら河道改修や調節池等の整備を進め、浸水被害を最小限に抑えるよう努める。また、避難情報の発令や住民の避難行動の目安にもなる河川水位計や河川監視カメラの整備を計画的に実施し、水位情報の充実を図る。

鉄道事業者

４　鉄道の整備

（１）東日本旅客鉄道(株)

①　施設の現状

線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。また、主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

②　事業計画

防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとる。

震災予防対策は随時施行中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成７年７月運輸省通達）により対応する。

また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

（２）埼玉高速鉄道(株)

①　施設の現状

災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。

第４　オープンスペースの確保

建設部

１　公園の整備

都市公園などは平時においては良好な都市環境の形成、スポーツレクリエーションなどの機能を果たすとともに、災害時の避難場所や延焼遮断空間としての役割を担っている。

令和４年４月１日時点の本市の公園の整備状況は、公園数 461 か所、総面積約 208.9ha であり、人口ひとりあたりの公園面積は 3.45 ㎡となっている。

これらの公園の中で、広域防災拠点、広域避難場所、一次避難場所、一とき避難広場などとなる防災公園及び地域の中核的な防災拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設などの災害応急対策に必要な施設を整備し、平時より点検を行う。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点などとなる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を図る。

経済部
都市計画部

２　農地・緑地の保全

都市近郊の緑地及び農地は、地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、避難場所としての活用など重要な役割が期待される。

そのため、市街化区域内農地については、生産緑地地区の新規指定を行う。また、緑地については、所有者との協定を結び、奨励金を支給するなどにより、緑地の保全・管理を促進する。

第５　地下空間の安全確保

建設部
都市計画部
都市整備部

豪雨や洪水により短時間で地下空間に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがある。

市は、地下空間の管理者に対し、浸水センサーや水の浸入を防ぐための防水板の設置、避難経路の表示、地上への脱出口の確保などの予防対策を実施するよう助言・指導を行う。

また、気象情報等に留意し、防災関係機関及び利用者への通報や情報伝達、避難誘導体制の確立や避難訓練の実施など指導に努める。

なお、地下道については、過去に冠水した実績があることを利用者に周知するとともに、豪雨等の際には通行制限を実施する。

第６　避難施設の指定・整備

危機管理部
建設部

１　避難場所の指定・整備

（１）避難場所の指定

本市では、災害時の避難場所として、広域避難場所、一次避難場所、一とき避難広場をあらかじめ指定している。

また、近隣市・区や公園管理団体、民間の大型商業施設と避難場所の利用に関する協定を締結している。

しかし、地震や風水害など災害の状況や被害の発生状況によって利用する避難場所が異なる。

各避難場所の指定基準は以下のとおりである。

①　広域避難場所：（指定緊急避難場所　災害対策基本法第 49 条の 4）

・大規模な災害で、一とき避難広場や一次避難場所では収容が困難な場合や火災による延焼が拡大し、一次避難場所などにも危険がある場合などに避難する場所で、火災の輻射熱から身を守るために面積は 10ha 以上必要になる。

・面積 10ha 未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設などの土地の区域との合計面積が 10ha 以上となるもの。

・各地点から概ね 2km 以内にあるように配置する。

・グリーンセンター及び荒川河川敷を広域避難場所として指定している。

また、グリーンセンターへの避難経路は、基幹災害拠点病院における災害医療活動を確保するため、東門は使用しない。

②　一次避難場所：（指定緊急避難場所　災害対策基本法第 49 条の 4）

・身体と生命の安全を守るために一時的に避難が必要なときに、家族や近所の人とともに様子をみるために避難する公園や敷地の広い中学校、スポーツセンターなどの公共空地で面積が 1ha 以上のもの。

・各地点から概ね 500m 以内にあるように配置する。

③　一とき避難広場

・災害発生初期に、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定めつつ身の安全を図ることのできる公共空地。

・各地点から概ね 250m 以内にあるように配置する。

④ 水害時等における指定緊急避難場所
・河川の氾濫や集中豪雨等から生命（いのち）を守る場所として、市内小・中・高等学校や公民館等の公共施設、協定を締結した民間施設を「指定緊急避難場所」として指定する。
・指定する施設のうち浸水想定区域内にある施設は、想定浸水深よりも高い階層を避難場所として指定する。

危機管理部
経済部
建設部
教育総務部
学校教育部

（２）避難場所の整備

広域避難場所については、市域の北部、北東部、南西部で広域避難場所から 2km 以上離れた場所が点在するため、検討を進める。

また、一次避難場所及び一とき避難広場の両方の誘致距離から離れている地域も存在するため、公園整備に努めるとともに、民間事業者との避難場所利用に関する協定締結などにより、避難場所の確保に努める。

さらに、広域避難場所、一次避難場所においては、罹災者の収容体制の整備として、防災倉庫の設置、救援物資の備蓄、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、電源の多重化に向けた非常電源施設の確保などの災害応急対策に必要な施設を整備し、平時より点検を行う。

危機管理部
教育総務部
学校教育部

２　避難所の指定・整備

（１）避難所の指定

■指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）
現在市では、小学校、中学校、高等学校、旧市立高校、その他施設を避難所として指定している。
今後、新たに避難所を指定する場合は以下の基準に従い指定する。
① 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所に立地していること。
② 耐震・耐火構造の公共建物など被災者等を滞在させるために、適切な規模を有すること。

（２）避難所の指定除外施設

災害時に応急対策活動等の拠点となる水道庁舎等の公共施設や川口市立医療センター（基幹災害拠点病院）にあっては、活動の支障とならないよう避難所として指定する施設から除外する。

危機管理部
福祉部

（３）福祉避難所の指定

一般避難所に避難した要配慮者等のうち、介助を要する障害者や高齢者等、避難所での共同生活が困難な方のため、市内の高齢者・障害者・児童福祉施設等を福祉避難所に指定している。また、市内の社会福祉施設運営事業者（13 事業者、18 施設）と災害時における要配慮者の受入れ協定を締結している。

今後は、災害時に通常の避難所から移送できるよう、体制を構築する。

危機管理部

（４）避難所補完施設の把握

市は、避難所の飽和状態の解消や感染症対策として、指定避難所以外に避難者を受け入れる避難所補完施設となる施設を把握しておく。

危機管理部
教育総務部
学校教育部

（５）避難所の整備

避難所に指定した建物について、以下の点に配慮し、整備を行う。

① 避難所に指定した建物については、優先的に耐震診断などを実施し、安全性を確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことができるよう努める。
② 地域内の公立小中高校などを避難所として指定したときは、食料などの備蓄を整備するなど、避難所として機能するよう努める。
③ 避難所に仮設トイレなどの資材を備蓄するとともに、その設置・利用方法について習熟を図る。
④ 災害時に避難所として活用される施設については、その管理者と町会・自治会が協議し、管理運営方法などの事前計画の策定と運営訓練の実施を図る。

３　避難路の指定・整備

危機管理部
建設部
都市計画部
都市整備部

（１）避難路の指定

避難路の基本性能は、災害時の避難者の安全な通行の確保及び震災など火災延焼時に避難者が広域避難場所に避難するための道路であり、現在市では 18 路線を指定している。

市の北部においては指定された避難路がなく、また、南部においてもネットワーク化されていない。このため、市全域をカバーすることを長期的な目標とし、避難路としての道路整備、既存道路の拡幅などを順次進める。

避難路は、以下の基準に従って指定する。なお、指定の際には避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動などに十分配慮する。

① 避難路は各地点から概ね 500m 以内にあるように配置し、広域避難場所・避難路間相互のネットワークとして構成する。
② 避難路は、幅員 15m 以上の道路または幅員 10m 以上の緑道とする。
③ 避難路は、相互に交差しないものとする。
④ 避難路沿いには、火災・爆発などの危険の大きい施設がないよう配慮する。
⑤ 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得る。
⑥ 避難路については、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

（２）避難路の整備

指定された避難路の沿道に対して、防火・準防火地域の指定、建築物の不燃化などの施策を推進する。また、案内標識の整備、避難路自体のバリアフリー化など、円滑に避難が行えるよう整備を図る。

（３）避難標識の整備

標識の整備に際しては、次の点に留意する。

① 案内標識の整備

設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やすくするなどの高齢者・障害者への配慮、外国語を併記するなど外国人への配慮を行った整備に努める。

② 一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者などに対し市内の避難場所を周知するため、駅前などを中心に、市の施設案内や観光案内との併記などを考慮して検討する。

第２節 地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性などに適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

第１　液状化対策

本市は沖積層の一部において、その地質と地下水の条件などから軟弱な地盤となっており､震災時において地盤の液状化による建物及び埋設物などへの被害の発生が考えられる。

危機管理部

１　危険区域の把握

効果的な液状化対策を推進していくため、アセスメント調査において得られた結果から、市内各地域の液状化危険度をまとめ、液状化の起こりやすい地域を把握し、液状化危険度マップを作成する。

危機管理部
都市計画部

２　民間事業者への指導

液状化の対策は地盤そのものを改良する対策工法と、液状化の発生を前提とした構造的な対策に分類することができる。

液状化対策の推進のため、民間事業者に対して、十分な地盤調査を実施し、地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法を選定して行うよう指導する。

第２　土砂災害警戒区域への対応

危機管理部
建設部

１　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握

本市域では、急傾斜地の崩壊のおそれのある区域として、埼玉県が土砂災害防止法に基づき、34 か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。

急傾斜地の崩壊を原因とする土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域とは、以下の要件に該当するものをいう。

■土砂災害警戒区域
- 斜面の傾斜度が 30 度以上で高さが 5m以上の区域。
- 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合には 50mが上限）以内の区域

■土砂災害特別警戒区域
- 建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

危機管理部
建設部

２　土砂災害警戒区域の周知

市は、土砂災害ハザードマップを作成し土砂災害警戒区域等の周知を図るほか、開発行為に対する規制及び建築物の構造規制を実施する。

併せて、土砂災害警戒区域を監視する装置や災害情報などを迅速に伝達する体制づくりの検討、崩壊時に円滑に避難活動が行えるよう、平時より指導を行うなど、適切な対策を検討する。

また、埼玉県さいたま県土整備事務所に対して警戒区域を明示する看板などを設置するよう、要請する。

＜図－土砂災害警戒区域＞

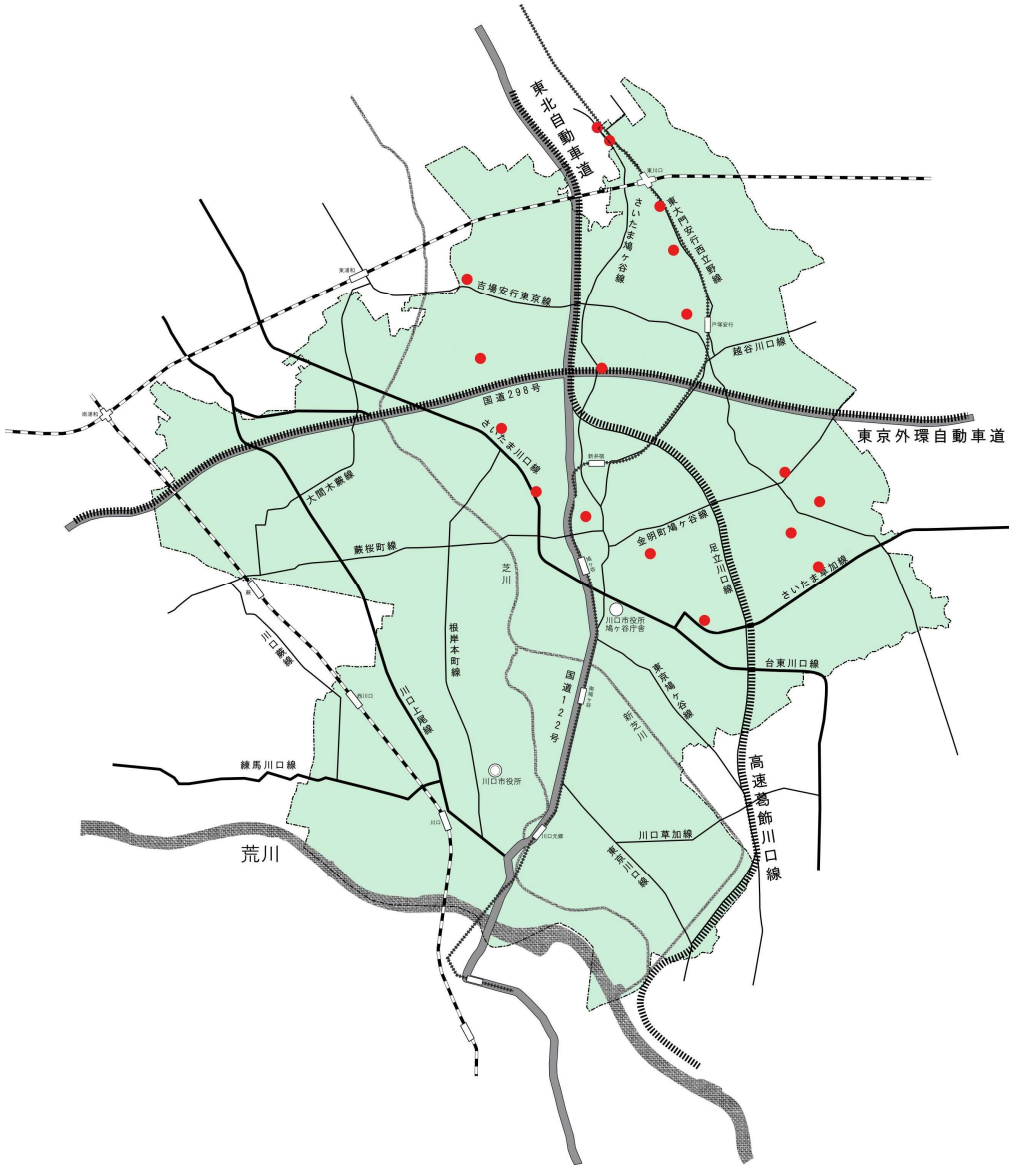

３　我国における最近の土砂災害履歴

平成 25 年 10 月 17 日　台風 26 号　東京都大島町　死者行方不明　39 名

平成 26 年 8 月 20 日　集中豪雨　広島県広島市　死者 74 名

第３　地盤沈下対策

１　地盤沈下の状況

本市を含む県南部地域は、埼玉県の中でも比較的早い時期から地盤沈下が確認されている。調査を開始した昭和 36 年以来、近年までの本市の沈下量は、最大で約 1.5m まで達している。

環境部

２　地下水採取の規制

埼玉県生活環境保全条例及び法律に基づき、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、地下水採取の規制を行う。

第３節　災害に強い市街地の形成

市民が安心して生活できる住みよいまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、安全な住環境への誘導に係る施策などを位置づけ、計画的な市街地の整備を推進する。

第１　まちの災害危険度データ整備

危機管理部
建設部
都市計画部

市民の防災意識の高揚を図るため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況などを総合的に勘案して、地域の災害危険度をまとめ、その公表に努める。

第２　土地利用の適正化

１　土地利用の規制・誘導

都市計画部
都市整備部

第５次川口市総合計画、川口市都市計画基本方針など上位計画・関連計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うとともに、災害に強い安全な都市づくりを誘導する。

２　土地情報の整備

危機管理部
都市計画部

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生などの土地情報について、担当部局間での相互利用ができるよう、データベース化などの整備を行う。

第３　市街地の整備

１　土地区画整理事業の推進

都市整備部

本市では現在、組合施行２地区、市施行９地区において土地区画整理事業を施行している。災害に強い都市基盤整備の観点から、幹線道路、公園などの不燃化空間の確保や、避難地及び避難路の整備を推進し、都市規模での防災化を図るとともに無秩序な市街地の形成を防止するよう整備を推進している。

今後も引き続き施行中地区の早期事業完了に努める。

２　市街地再開発事業などの推進

都市整備部

本市では、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新等を目的として、市街地再開発事業等による改善整備を推進している。今後もこうした整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、地域の特性にあわせた都市機能の更新、公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化を進め、防災性・住環境の向上を図る。

３　密集市街地の改善及び拡大防止

都市計画部
都市整備部

密集市街地の改善及び拡大防止のため、消防活動困難区域の解消等に向けた密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地などの整備または確保、並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築などの促進を図る。

４　地区計画などの活用

都市計画部
都市整備部

本市では、25 地区 449.2ha に対して地区計画を指定している。

今後は、地区計画などを活用し、敷地面積の最低限度指定、壁面の位置の制限、垣または柵の構造の制限、建築物の形態などを定めることにより、防災性等を備えた都市づくりを誘導する。

５　地籍調査の推進

建設部

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

６　雨水流出抑制施設などの整備

都市計画部
上下水道局
建設部

公共施設については、「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル」に基づき、民間施設については、開発基準等に基づき、それぞれ雨水貯留、浸透に努め、雨水の流出抑制を図る。

第２章　防災体制整備計画

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、被害の内容は異なるものの、いわゆる“想定外”の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする応急対応、広域な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市でも、首都直下型の大規模な地震が発生した場合に、阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

本市における風水害は、荒川や芝川・新芝川の氾濫などが想定されている。これまでの災害履歴からも、洪水が発生した場合の被害規模は甚大となる可能性が高い。

そこで、今後本市で起こりうる地震災害や風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時から発災後の応急対応力の強化を図り、一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

また、大規模火災や事故災害、放射能汚染などその他の災害についても、市民の生命と財産の安全を第一に可能な限り的確に対応し、不測の事態にも柔軟に対応できる防災体制の整備をする。

第１節　防災体制の確立

第１　防災組織の構成

本市が、大規模な災害に備えて整備している防災組織は、以下のとおりである。

＜表一市の防災組織の構成＞

名　　称	設置基準	主な役割
川口市防災会議	常設	地域防災計画の作成と審議
川口市災害対策本部	・災害が発生したとき及び発生のおそれがあるとき ・震度５弱以上の地震が発生したとき（非常体制第１配備）	・災害対策の意思決定 ・応急活動等の調整
地域の自主防災組織	町会・自治会単位に常設	防災活動の共助体制
事業所の自衛防災組織	事業所ごとに設置する自衛消防組織など	・事業所の安全確保 ・従業員及び利用者の安全確保
川口市防災対策推進委員会※	常設	防災に係る内容の協議等

※令和５年度設置予定

第２　初動配備体制の整備

全部局

１　初動配備体制の充実・周知

突発的な災害、特に夜間・休日などの勤務時間外であっても速やかに対応できるように、発災時には自動的に防災体制を立ち上げるべく、「川口市職員災害時初動マニュアル」の充実・更新を図りつつ、職員へ周知を図る。

全部局
危機管理部

２　自主的な参集訓練の実施

発災時には勤務時間内・外を問わず、迅速に市内指定場所に参集し、防災活動を行うための訓練を実施する。特に避難所の担当職員に関しては、所属部署ではなく居住地により選定する。

３　緊急連絡機器及び連絡網の整備

全部局
危機管理部
理財部

勤務時間内・外を問わず緊急連絡のため、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び代表監査委員）、本部員となる部長をはじめとする主要な職員については、災害時優先電話として登録されている携帯電話など緊急連絡機器の配備を検討する。また、人事異動にあわせて連絡網を整備するとともに職員参集メールを活用し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

第３　職員動員体制の確立

１　動員配備計画の作成

全部局
危機管理部
総務部

市では、災害が発生した場合に備え、災害応急対策を実施するために必要な人員を動員配備、応急対応活動の長期化に備えた職員のローテーションをあらかじめ定めるため、「職員動員表」を作成し、随時更新している。

各部部長は「配備区分」（警戒体制・非常体制）に基づき所管の部班（課）ごとに、職員の居住地を勘案し、実践的な「動員配備計画」及び伝達計画（平常業務時、休日・退庁後）を作成し、危機管理部長・総務部長に報告する。

＜図－震災時の初動体制概要図・非常体制第２配備＞

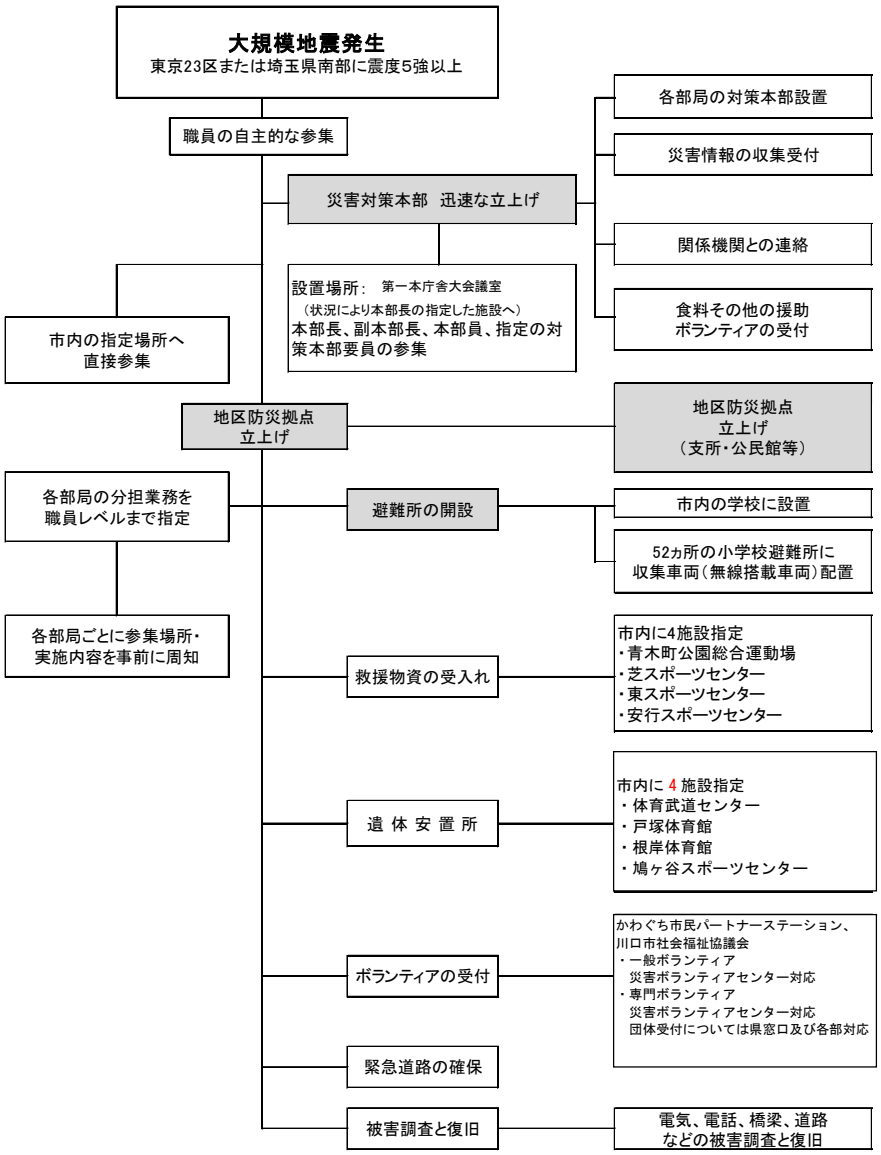

全部局
危機管理部

第４　災害対応個別マニュアルの整備

各部及び個々の職員が、災害発生直後の初動期及びその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な災害対応個別マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

災害対応個別マニュアルは、地震、風水害、その他の災害も想定して作成する。なお、マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年度検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対応マニュアルの内容は、次の事項とする。

１　共通事項

① 災害時における体制（動員体制等）
② 活動・初動体制、施設・備蓄、連絡先、個人別覚書（携帯品等）
③ 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
④ 通信が途絶し指示が受けられない時の行動指針
⑤ 地震・風水害・その他災害に関する基礎知識

２　個別事項

① 庁舎の機能（安全）確保
② 対策本部の設置
③ 情報収集・伝達
④ 広域連携
⑤ 避難（避難誘導、避難所開設・運営、食料・物資供給など）
⑥ 交通の確保
⑦ 捜索・遺体の埋火葬
⑧ 廃棄物処理
⑨ ライフライン復旧（水道、下水道の復旧）
⑩ 被災者支援（罹災証明発行、仮設住宅、生活再建支援、義援金受け入れ・配分等）
⑪ ボランティア支援

第５　本部設置の準備

危機管理部
理財部

１　災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、原則として第一本庁舎とする。

ただし、第一本庁舎が被災して使用できなくなった場合には、代替施設として、新庁舎２期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定する場所に設置する。

なお、組織図は以下のとおりである。

別表第１

＜図－災害対策本部の組織図＞

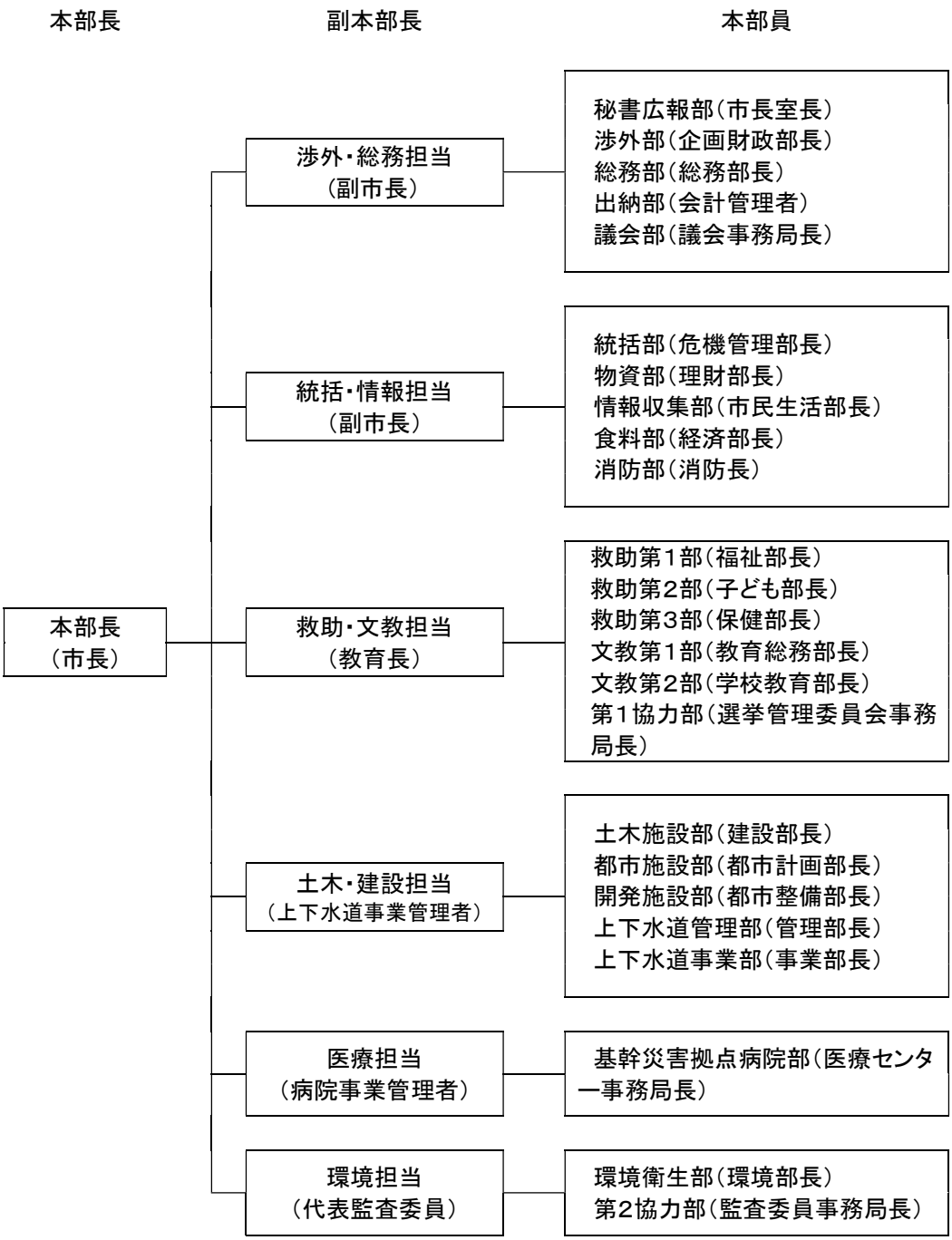

危機管理部
理財部

２　通信設備の整備

災害対策本部にあっては、情報の収集・伝達など外部との連絡が不可欠であるため、本部設置場所には、あらかじめ以下の通信設備を整備する。

① 災害時優先電話
② 携帯電話（危機管理課）
③ 防災行政無線（危機管理課）
④ 衛星携帯電話（危機管理課）

危機管理部
理財部
上下水道局
医療センター
消防局

３　非常電源の確保

停電となった場合に備えて、平時より自家発電設備の点検整備を行う。また、周辺設備の耐震化についても整備を行っておく。水冷式の場合は冷却水が断水となった場合にも対応できる体制を整える。

危機管理部
企画財政部
理財部

４　本部開設に必要な資機材の整備

本部開設に伴い必要となる資機材については、あらかじめ設置場所に準備しておくか、分担して確保しておく。

本部開設に伴い必要となる資機材は、以下のとおりである。

＜本部必要備品＞

・通信機器類：移動系無線、災害対応用臨時電話、有線電話及びファクシミリ、携帯電話、庁内放送設備
・映像機器類：パソコン、プロジェクター、テレビ、ラジオ
・地図類：被害状況図版、住宅地図その他地図類
・連絡先等書類：防災関係機関一覧表、災害処理表その他書類一式
・事務機器類：複写機、筆記用具など事務用品

５　本部の組織と業務

別表第２

＜表－災害対策本部の組織及び業務　令和４年度＞　令和４年４月１日現在

部名	部長 担当職名	副部長 担当職名	班　名	班 長 担当職名	分　担　業　務
統括部	危機管理部長	危機管理課長	対策班	危機管理課長	1　災害救助活動の総合調整に関すること。 2　災害対策活動の警戒体制･非常体制及び配備区分の決定に関すること。 3　防災行政無線の機器等の集中管理及び広報に関すること。 4　防災会議委員及び鉄道、電話、電気、ガス等の防災関係機関との連絡に関すること。 5　県知事への被害状況等の報告に関すること。 6　災害記録に関すること。 7　県本部との連絡調整に関すること。 8　災害救助法の適用に関すること。 9　本部の庶務に関すること。
			管理班	防犯対策室長	1　本部の設置及び閉鎖に関すること。 2　本部長指令の伝達に関すること。 3　本部会議の運営に関すること。 4　本部室の開設に関すること。
秘書広報部	市長室長	秘書課長	秘書班	秘書課長	1　災害視察及び見舞者の応接に関すること。
		政策審議室長	広報班	広報課長 政策審議員 施設マネジメント推進室長	1　災害の記録・編集及び応急対策活動の取材に関すること。 2　災害情報の集約・広報に関すること。 3　報道対応に関すること。
渉外部	企画財政部長	企画経営課長	渉外班	企画経営課長 （庶務担当）	1　埼玉県知事への自衛隊の出動要請に関すること。 2　応援団体との連絡及び調整に関すること。 (1)　埼玉県との連絡調整 (2)　相互応援協定締結市区町村との連絡調整 (3)　自衛隊との連絡調整 3　応援団体の受け入れ及び協力活動の立案に関すること。 4　応援団体従事者の損害補償に関すること。 5　部内の各班の調整に関すること。 6　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			情報政策班	情報政策課長	1　電子計算組織のデータの保全管理に関すること。 2　情報システムの保全管理及び運営に関すること。
			財政班	財政課長	1　災害対策に係る予算措置に関すること。 (1)　災害予算の編成に関すること。 (2)　財源対策に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
総務部	総務部長	総務課長	総務班	総務課長 （庶務担当）	1　義援金の配分委員会の設置に関すること。 2　他の自治体への義援金の送付に関すること。 3　部内の各班の調整に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			職員班	職員課長	1　職員の動員計画に関すること。 (1) 職員動員状況及び対策活動従事状況の掌握に関すること。 (2) 応援職員の派遣命令に関すること。 (3) 対策活動従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等に関すること。 (4) その他職員の動員につき必要な事項。 2　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。
			記録班	行政管理課長	1　全市の被災情報のまとめに関すること。
			検査班	検査室長	1　土木建築資器材、救護物資、人員等の輸送車両等の確保計画に関すること。 2　緊急輸送車両・船等の借り上げ調達及び配車配船計画に関すること。
物資部	理財部長	管財課長	管財班	管財課長 （庶務担当） 新庁舎建設課長	1　庁舎の保全管理及び災害応急対策に関すること。 (1) 電話交換、庁内放送の維持確保に関すること。 (2) 電力、飲料水の確保に関すること。 (3) その他庁舎の保全、災害応急対策に関すること。 2　公用車両等に関すること。 (1) 公用車両等の燃料確保に関すること。 (2) 公用車両等の修繕に関すること。 (3) 公用車両等の事故処理に関すること。 3　管財課管理施設の災害応急対策に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			用地班	用地対策課長	1　仮設住宅用地の確保に関すること。 2　輸送車両等の確保に関すること。 (1) 輸送関連機関との連絡調整に関すること。 ①　埼玉県トラック協会川口支部との連絡調整に関すること。 ②　日本通運(株)川口支店との連絡調整に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
物資部	理財部長	管財課長	物資調達班	契約課長 税制課長 納税課長 市民税課長 特別債権回収課長	1　被災者の生活必需物資調達に関すること。 (1) 食料以外の物資調達計画の策定及び調達実施に関すること。 (2) 配給計画及び配給実施に関すること。 (3) 食料の配給について食料部との連絡調整に関すること。 (4) 物資の集荷場所の確保及び管理に関すること。 (5) 救援物資の受入計画、配給計画の策定に関すること。 (6) 救援物資受け入れ場所との連絡調整に関すること。 ① 安行スポーツセンター ② 芝スポーツセンター ③ 東スポーツセンター ④ 青木町公園総合運動場 (7) 救援物資集配センターでの救援物資の受入れ仕分け及び搬送に関すること。 (8) 救援物資集配に係るボランティアの配置計画に関すること。 (9) 防災倉庫から各避難所への食料・物資の搬送に関すること。
			税務班	税制課長 納税課長 市民税課長 固定資産税課長	1　市税の減免等に関すること。 2　建築物の「第１次被害家屋調査」に関すること。
情報収集部	市民生活部長	市民生活部理事	自治振興班	自治振興課長 (庶務担当) 市民相談室長	1　被災者の法律相談に関すること。 2　陳情の受付に関すること。 3　部内の各班の調整に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。 5　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。
			交通班	交通安全対策課長	1　交通安全機関との連絡調整に関すること。 (1) 警察及び道路管理者との連絡調整に関すること。 (2) 関係機関との公共交通の情報収集に関すること。 2　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。
			情報班	国民年金課長 市民課長 川口駅前行政ｾﾝﾀｰ所長	1　コールセンター担当職員の招集･配備に関すること。 2　災害情報の収集及び市民等からの通報に関すること。 3　市民の安否情報に関すること。 4　情報連絡員の連絡調整に関すること。 5　被災者の身元照会及び戸籍、住民登録関係証明書等に関すること。 6　罹災証明書の受付及び交付に関すること。 7　各支所との連絡調整に関すること。 8　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
情報収集部	市民生活部長	市民生活部理事	支所班	各支所長（芝支所のみ芝支所次長）	1　所管区域内の情報の収集及び市民等からの通報に関すること。 2　所管区域内の災害記録に関すること。 3　市民の安否情報に関すること。 4　被災者の身元照会及び戸籍、住民登録関係証明書等に関すること。 5　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 6　罹災証明書の受付及び交付に関すること。
			ボランティア班	協働推進課長	1　ボランティアの総合調整に関すること。
救助第1部	福祉部長	福祉総務課長	福祉総務班	福祉総務課長（庶務担当）	1　救援物資の受付及び配分計画に関すること。 2　部内の各班の調整に関すること。 3　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			福祉避難所運営班	福祉総務課長	1　福祉避難所の運営に関すること。
			日赤班	福祉総務課長	1　見舞金の支給及び生業資金等の貸与に関すること。 2　日赤その他社会福祉団体からの救援金の受付及び配分計画に関すること。 3　義援金の配分計画に関すること。
			要配慮者等相談支援班	生活福祉１課長 生活福祉２課長 長寿支援課長 介護保険課長 障害福祉課長	1　要配慮者（高齢者・障害者）及び生活保護受給者の相談に関すること。
			要配慮者安否確認班	長寿支援課長 介護保険課長 障害福祉課長	1　要配慮者（高齢者、障害者）の安否確認に関すること。
			社会福祉施設班（高齢者・障害者）	福祉総務課長 福祉監査課長 生活福祉１課長 生活福祉２課長 長寿支援課長 介護保険課長 障害福祉課長 わかゆり学園長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　入所者・利用者の安全保護及び避難に関すること。
			遺体安置所運営班	生活福祉１課長 生活福祉２課長	1　死体の収容、引渡し、身元調査及び一時保存に関すること。 (1)　消防部等との連携 (2)　遺体安置所の設置管理に関すること (3)　死体検視に関し、警察との連携 2　福祉避難所への移送

救助第２部	子ども部長	子ども総務課長	社会福祉施設班	子ども総務課長 子育て支援課長 子育て相談課長 保育運営課長 保育幼稚園課長 青少年対策室長	1　所管施設に係る保全管理及び災害応対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の情報収集に関すること。 3　利用者（園児を含む）の安全保護及び避難に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
救助第３部	保健部長	保健部理事	保健衛生班	保健総務課長 管理課長 疾病対策課長 地域保健センター長 生活衛生課長 食品衛生課長 衛生検査課長 国民健康保険課長 国保収納課長 高齢者保険事業室長	1　部所管情報のとりまとめ及び市統括部等への報告に関すること。 2　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 3　国、県の保健医療部門、医療機関、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会等との連絡調整に関すること。 4　医療機関、薬局、公衆浴場等の被害状況把握に関すること。 5　救護所の設置に関すること。 6　傷病者等の応急処置や搬送計画に関すること。 7　保健予防活動に関すること。 8　防疫活動に関すること。 9　火葬に関すること。 10 鳩ヶ谷庁舎の保全管理に関すること。※
		看護専門学校長	学校施設班	看護専門学校長及び副校長	1　学校施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　学校施設及び看護師住宅施設の被害状況の調査に関すること。 3　被災救急患者の受入れに係わる施設の提供に関すること。
環境衛生部	環境部長	環境総務課長	環境総務班	環境総務課長（庶務担当） 自然保護対策課長	1　各所管施設の保全管理及び災害応急対策の情報収集に関すること。 2　部内の各班の調整に関すること。 3　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			環境保全班	環境保全課長	1　応急給水に伴う水質試験の支援に関すること。 2　被災地の環境調査に関すること。
			廃棄物対策班	資源循環課長 産業廃棄物対策課長	1　被災地の環境対策に関すること。 2　ごみ、し尿及びがれきの処理計画の立案に関すること。
			収集班	収集業務課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　ごみの収集に関すること。 3　避難所の情報収集に関すること。
			センター班	環境施設課長 新戸塚環境ｾﾝﾀｰ建設室長 戸塚環境ｾﾝﾀｰ所長 朝日環境ｾﾝﾀｰ所長 リサイクルプラザ所長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　災害廃棄物の処理及び処分に関すること。 3　ごみ及びがれきの処理及び処分に関すること。
				鳩ヶ谷衛生ｾﾝﾀｰ所長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　し尿の収集、処理及び処分に関すること。

※令和５年度から

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班　名	班長担当職名	分担業務
食料部	経済部長	経済部理事	商工班	産業労働政策課長 （庶務担当）	1　商工業関係団体との情報連絡に関すること。 2　商工業事業所の情報収集に関すること。 3　部内の各班の調整に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			農政班	農政課長 農業委員会事務局長	1　農業関係団体（農業協同組合等）との災害情報連絡に関すること。 2　農業委員との情報連絡に関すること。 3　農地、農作物等の被害調査に関すること。 4　主要農作物の災害応急対策に関すること。 5　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。
			公営競技班	公営競技事務所長	1　レース場施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　入場者の混乱防止及び安全保護に関すること。 3　一次避難場所の提供に関すること。
			食料調達班	経営支援課長 産業振興課長 ｸﾞﾘｰﾝｾﾝﾀｰ所長 SKIP シティ整備室長	1　被災者の食料調達に関すること。 (1)　食料の調達計画の策定及び調達実施に関すること。 (2)　調理加工及び集荷場所輸送に関すること。 (3)　配給計画について物資部との連絡調整に関すること。 2　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 3　広域避難場所の提供に関すること。
土木施設部	建設部長	建設管理課長	建設班	建設管理課長 （庶務担当）	1　都市施設部、開発施設部及び上下水道管理部・上下水道事業部との情報連絡及び相互協力に関すこと。 2　道路、橋りょう、河川、堤防等の被害状況の収集に関すること。 3　土木建築資機材等の確保に関すること。 (1)　建設用機材の借り上げ調達に関すること。 (2)　(一社)川口市建設協会との連絡調整に関すること。 4　部内の各班の調整に関すること。 5　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			建築班	建築課長 電気設備課長	1　被災市有建築物の応急危険度判定に関すること。 2　各部からの応急修理に関すること。 3　応急仮設住宅の設置に関すること。
			道路班	道路維持課長 道路建設課長	1　道路情報の収集及び対応に関すること。 (1)　道路・橋りょう等の警戒監視 (2)　道路陥没等危険箇所の把握 (3)　応急処理用資器材の確保 2　道路交通規制図の作成に関すること。 3　道路復旧の実施に関すること。 4　道路関係機関との情報連絡に関すること。 (1)　さいたま県土整備事務所 5　応急対策作業員の確保に関すること。 6　急傾斜地の被害状況の把握に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班　名	班長担当職名	分担業務
土木施設部	建設部長	建設管理課長	河川班	河川課長	1　河川・堤防等の警戒監視及び災害防護に関すること。 2　河川・堤防等の応急修理及び障害物除去に関すること。 3　河川水位の観測及び河川情報の収集に関すること。 4　河川関係機関との情報連絡に関すること。 (1)　さいたま県土整備事務所 (2)　荒川下流河川事務所 5　樋管及び水路の整備並びに流量調整に関すること。 6　浸水地の排水作業に関すること。 7　応急対策作業員の確保に関すること。
			公園班	公園課長	1　公園の被害状況の収集に関すること。 2　公園の保全管理及び災害応急対策に関すること。 3　公園施設の避難場所提供に関すること。
都市施設部	都市計画部長	計画管理課長	都市計画班	計画管理課長 （庶務担当） 都市計画課長 都市交通対策室長 みどり課長 赤山歴史自然公園整備室長	1　土木施設部、開発施設部及び上下水道管理部・上下水道事業部との情報連絡及び相互協力に関すること。 2　交通機関等の被害状況の調査に関すること。 3　部内の各班の調整に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			建築安全班	建築安全課長 開発審査課長	1　被災建築物の応急危険度判定等に関すること。 (1)　建築物の「第２次被害家屋調査」に関すること。 (2)　被災建築物の安全性の判定業務に関すること。 2　災害復旧に係わる建築指導に関すること。 3　仮設建物（特に住宅）に関すること。 4　被災宅地の危険度判定等に関すること。 (1)　宅地の被害状況の調査に関すること。 (2)　被災宅地の安全性の判定等に関すること。
			住宅班	住宅政策課長	1　市営住宅の被害調査、防護処理及び応急修理に関すること。 2　建設型応急住宅・賃貸型応急住宅の入居者の募集及び管理に関すること。 3　被災住宅の応急修理に関すること。 4　被災住宅内の障害物の除去に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班　名	班長担当職名	分担業務
開発施設部	都市整備部長	都市整備部理事兼区画整理課長	都市管理班	都市整備管理課長 （庶務担当） 再開発課長 市街地整備室長 街路事業課長	1　所管施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 2　所管施設の被害状況の収集に関すること。 3　土木施設部・都市施設部及び上下水道管理部・上下水道事業部との情報連絡及び相互協力に関すること。 4　部内の各班の調整に関すること。 5　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			区画整理班	都市整備部理事兼区画整理課長	1　公共・組合施行地内の被害状況の収集に関すること。 2　各土地区画整理事務所と区画整理組合推進室との連絡調整に関すること。 3　土木施設部、都市施設部及び上下水道管理部・上下水道事業部との情報連絡及び相互協力に関すること。
			土地区画班	区画整理組合推進室長 西部・東部・北部・里土地区画整理事務所長	1　区画整理区域内に関すること。 (1) 道路、橋りょう、堤防等の警戒監視。 (2) 災害防護及び応急修理並びに樋管、水路の整備に関すること。 (3) 被害の調査に関すること。
出納部	会計管理者		会計班	会計課長	1　災害に係わる経費の出納に関すること。 2　義援金等の受付及び一時保管に関すること。 3　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
基幹災害拠点病院部	医療ｾﾝﾀｰ事務局長	病院総務課長	総務情報班	病院総務課長（庶務担当）	1　病院に係わる院外・院内の情報に関すること。 2　医療用、その他物資の確保及び補給に関すること。 3　院内編成各班の総合調整に関すること。 4　国、県、災害拠点病院等との連絡調整に関すること。 5　災害対策本部との連絡調整に関すること。 6　安行診療所の診療再開（医師体制）に関すること。 7　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			医療支援調整班	経営企画課長	1　県保健医療調整本部・自衛隊（医療）・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・医薬品等協定団体との医療支援の調整及び要請に関すること。
			施設管理班	管理課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の調査及び復旧に関すること。 3　災害救急医療従事者・従事車両以外の敷地内の立入り制限の対応に関すること。 4　診療材料及び器材類等の補給に関すること。 5　薬品類の補給に関すること。 6　自衛隊（医療）・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の車輌及びヘリコプターによる搬送のための敷地内の利用に関すること。 7　安行診療所（施設・設備）の保全管理及び診療再開（診療材料等）に関すること。
			医事医療班	医事課長 総合相談室長	1　被災救急患者の診療に関すること。 2　患者の安全保護及び安全確保に関すること。 3　患者等に対する食料の確保及び補給に関すること。 4　患者情報等の管理及び災害時等の医療救護活動の事務に関すること。 5　災害救急医療従事者以外の一般来院者の敷地内の立入り制限の対応に関すること。 6　安行診療所の診療再開（医療事務）に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班　名	班長担当職名	分担業務
上下水道管理部・上下水道事業部	（上下水道局）管理部長	上下水道総務課長	上下水道総務班	（班長） 上下水道総務課長 （副班長） 財務課長	1　情報連絡に関すること。 (1) 地震災害関係情報（道路被害・復旧状況等）の確認 (2) 上下水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認 (3) 水道事業に係る国、県、日本水道協会等への状況報告 (4) 広報、苦情処理等 2　応援要請、物資等確保に関すること。 (1) 通信機器、緊急車両通行証の手配 (2) 応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請及び配備 (3) 宿舎・駐車場、給油所、車両整備所の確保 (4) 物資等の確保（食料、医薬品、救援物資等） (5) 応援者・職員に対する用務（依頼受付と処理） 3　上下水道所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。 4　土木施設部、都市施設部及び開発施設部との情報連絡及び相互協力に関すること。
	（上下水道局）事業部長	上水道維持課長 下水道維持課長	応急給水班	（班長） 上水道維持課長 （副班長） 料金課長	1　断水状況等の調査・把握に関すること。 2　応急給水計画の策定に関すること。 3　給水車両等を用いた応急給水の実施に関すること。 4　所管業務に係る応援事業体等との連携に関すること。
			浄水施設復旧班	浄水課長	1　浄水施設等被害状況の把握に関すること。 2　緊急復旧措置の実施に関すること。 3　応急復旧計画の策定及び応急復旧実施に関すること。 4　所管業務に係る応援事業体等との連携に関すること。
			管路復旧班	上水道建設課長	1　管路被害状況の把握に関すること。 2　緊急復旧措置の実施に関すること。 3　応急復旧計画の策定及び応急復旧の実施に関すること。 4　所管業務に係る応援事業体等との連携に関すること。
			下水道班	（班長） 下水道維持課長 （副班長） 下水道建設課長	1　下水道施設の被害状況及び市民被害の調査把握に関すること。 2　緊急復旧措置の実施に関すること。 3　応急復旧計画の策定及び応急復旧の実施に関すること。 4　応急復旧資材の調達に関すること。 5　所管業務に係る応援事業体等との連携に関すること。 6　下水道事業に係る国・県・民間企業等との連絡調整に関すること。
			ポンプ場班	ポンプ場管理センター所長	1　ポンプ場施設の被害状況の調査に関すること。 2　ポンプ場施設の保全管理及び応急復旧に関すること。 3　ポンプ及び吐口ゲート等の緊急操作に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
文教第1部	教育総務部長	教育総務課長	教育総務班	教育総務課長 （庶務担当）	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　教育施設の被害状況の収集及び報告に関すること。 (1) 教育局と市対策本部との連絡調整に関すること。 (2) その他避難所の設置維持に必要な事項。 3　教育委員との情報連絡に関すること。 4　部内の各班の調整に関すること。 5　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			生涯学習班	生涯学習課長 文化推進室長 文化財課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の調査に関すること。 3　地区防災拠点（公民館）の開設及び閉鎖に関すること。 4　指定文化財の保護に関すること。
			施設班	中央図書館長 科学館長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の調査に関すること
			スポーツ班	スポーツ課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の調査に関すること。 3　ヘリコプターの緊急離着陸場所の提供に関すること。 (1) 青木町公園総合運動場 (2) 市立西中学校グラウンド (3) 三領運動場 (4) 県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド
文教第2部	学校教育部長	庶務課長	学務班	庶務課長 （庶務担当） 学務課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　学校施設の被害状況の収集に関すること。 3　学校との連絡調整に関すること。 4　避難所（学校）の開設及び閉鎖に関すること。 5　避難所（学校）の運営に対する指導、助言に関すること。 6　部内の各班の調整に関すること。 7　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			指導班	指導課長	1　児童・生徒の安全保護に関すること。 2　学用品の確保、調達に関すること。 3　応急教育に関すること。
			学校保健班	学校保健課長	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　所管施設の被害状況の調査に関すること。 3　給食調理員の動員に関すること。

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班　名	班長担当職名	分担業務
消防部	消防長	消防総務課長	総務班	消防総務課長（庶務担当）	1　消防施設の被害状況の収集及び保全管理に関すること。 2　災害対策本部との連絡調整に関すること 3　消防職員の動員計画に関すること。 4　消防団員の庶務に関すること。 5　資機材、燃料、非常食料その他必要物資の調達及び補給に関すること 6　部内の各班の調整に関すること。 7　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			予防班	予防課長	1　災害情報の収集及び集計に関すること。 2　消防広報計画に関すること。 3　危険物施設等の災害措置に関すること。 4　罹災証明書の交付に伴う情報収集部との連絡調整に関すること。 5　その他防ぎょ活動上支障のある物質の措置に関すること。
			警防班	警防課長	1　警防本部の総合調整に関すること。 2　消防部隊の活動記録に関すること。 3　災害現場活動に関すること。 4　避難の指示の伝達に関すること。 5　消防活動に伴う特殊活動資機材の確保調達に関すること。 6　消防部隊の運用に関すること。 7　消防広域応援及び受援体制に関すること。 8　指揮運用に関すること。 9　消防機械器具の故障対策に関すること。
			指令班	指令課長	1　警防本部からの命令伝達に関すること 2　災害現場との通信記録に関すること。 3　災害情報の収集連絡に関すること。 4　消防通信機器の保守及び整備に関すること。 5　支援情報の伝達に関すること。 6　気象、地震情報の収集及び伝達に関すること。 7　その他、消防指令業務に関すること。
			救急班	救急課長	1　医療機関、その他機関との情報収集伝達に関すること。 2　保健衛生班との連絡調整に関すること。 3　負傷者等の収容状況の把握に関すること。 4　その他、救急業務に関すること。
			消防班	南消防署長 北消防署長 東消防署長※	1　消防活動全般に関すること。 2　消防部隊の運用に関すること。 3　災害状況の把握及び消防活動方針の決定に関すること。 4　延焼阻止線の設定に関すること。 5　被害状況の把握及び調査に関すること。 6　災害情報の収集及び分析に関すること。 7　災害状況及び消防活動の記録に関すること。 8　避難の指示の伝達に関すること。

※東消防署長は、令和５年４月から

部名	部長担当職名	副部長担当職名	班名	班長担当職名	分担業務
議会部	議会事務局長	議会事務局次長	議会 総務班	議会総務課長 （庶務担当）	1　所管施設の保全管理及び災害応急対策に関すること。 2　渉外部及び統括部の災害応急対策活動の応援に関すること。 3　部内の各班の調整に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
			議会 議事班	議事課長	1　市議会議員との情報連絡に関すること。
			議会 政策調査班	政策調査課長	1　他市議会との情報連絡に関すること。
第1協力部	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局次長	選挙管理班	選挙管理委員会事務局次長	1　選挙管理委員との情報連絡に関すること。 2　ヘリコプターの緊急離着陸場所の運営に関すること。 (1)　青木町公園総合運動場 (2)　市立西中学校グラウンド (3)　三領運動場 (4)　県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド 3　救助第１～第３部の災害応急対策活動の応援に関すること。 4　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。
第2協力部	監査委員事務局長	監査委員事務局次長	監査班	監査委員事務局次長	1　監査委員との情報連絡に関すること。 2　環境衛生部の災害応急対策活動の応援に関すること。 3　部所管情報の統括部及び秘書広報部への報告に関すること。

第２節　防災拠点とネットワークの整備

第１　防災拠点の整備

１　防災拠点の区分

防災活動の拠点となる以下の施設について、食料、生活必需品、医薬品の備蓄及び災害時医療活動を行うとともに、非常通信施設や非常用電源の整備を行う。

＜表－防災活動拠点＞

区　分	内　容	場　所
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、市の統括的防災活動を行う	第一本庁舎（被災して使用できない場合は新庁舎２期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設）
地区防災拠点	各地区の応急・復旧活動の拠点となり防災中枢拠点をバックアップする	公民館等、支所
広域防災拠点	応援部隊の活動拠点	オートレース場、グリーンセンター、荒川河川敷及び荒川運動公園管理棟
救出・救護活動及び避難拠点	市民の安全確保を図る	消防局、消防署、各分署、医療救護所及び医療施設（医療センターを除く）、市内学校の避難所、一とき避難広場など
物資備蓄拠点	非常用物資の備蓄・供給を行う	避難所、防災倉庫、沼田公園拠点防災倉庫（計画中）
交通拠点	物・人の広域輸送を行う	臨時ヘリポート、着岸施設、物資集積場
県関係防災拠点	食料、医薬品の備蓄・供給を行う	県立川口高校、県立川口工業高校、防災基地、地域振興センター
基幹災害拠点病院	救護活動拠点の後方支援医療機関として、重篤救急患者の救命医療を行うほか、広域搬送の対応拠点となる	医療センター

２　防災中枢拠点

危機管理部
理財部

災害対策本部を設置した場所を防災中枢拠点とし、総括的防災活動を行う。原則、第一本庁舎を防災中枢拠点とする。また、新庁舎２期棟、両建物に付属する駐車場（公用車用及び来庁者用）及び駐輪場（職員用及び来庁者用）については、災害対策活動に関わる緊急通行車両等の駐車場や一時避難スペースなど防災中枢拠点における活動を支援するとともに、周辺住民等の一時的な避難にも対応できる施設として位置づける。

第一本庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて、新庁舎２期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設に災害対策本部を設置する。

３　地区防災拠点の整備

危機管理部
市民生活部
理財部
教育総務部

災害時に、地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップするとともに、自主防災組織の活動拠点として、市内 35 か所の公民館等（中央ふれあい館・生涯学習プラザを含む）及び 5 か所の支所（鳩ヶ谷支所は除く）を地区防災拠点に位置づける。

これらの地区防災拠点は、耐震性を確保した施設とし、防災行政無線の移動局無線機を配備するほか、川口市災害情報システム（K-dis）を活用し、防災中枢拠点との情報通信体制を確保する。

災害時における地区防災拠点の役割は、以下のとおりである。

① 地区内の被害状況などの把握
② 災害対策本部への被害状況などの報告
③ 災害対策本部からの指示その他情報の住民への伝達
④ その他自主防災組織との連携による避難住民の誘導など

危機管理部
理財部
経済部
建設部

４　広域防災拠点の整備

市内外の被害が大きく、広域からの応援が必要な場合に、応援部隊を受け入れ、活動の拠点となる場所として、オートレース場、グリーンセンター、荒川河川敷及び荒川運動公園管理棟を広域防災拠点として位置づける。オートレース場及びグリーンセンターについては、物資の備蓄・集積拠点を兼ねる。

なお、荒川や芝川・新芝川等の洪水時には、荒川河川敷は使用できない。

防災中枢拠点との情報通信体制については、川口市災害情報システム（K-dis）や防災行政無線の車載型無線機や可搬型無線機、携帯型無線機等を活用する。

危機管理部
理財部
医療センター
学校教育部
消防局

５　救出・救護活動及び避難拠点

市民の安全確保を図るための、救出活動拠点として、消防局及び消防署、消防分署を位置づける。

防災中枢拠点との情報通信は、消防局が行い、防災行政無線の可搬型無線機を活用する。消防局と消防署、各消防分署との情報連絡は、高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線等を活用して行うことから、非常用電源を含めた当該情報連絡体制の計画的な整備・更新を行う。

救護活動拠点は、災害時に設置することになる医療救護所や市内の医療機関を位置づけ、これら救護活動拠点の後方支援医療機関として基幹災害拠点病院を位置づける。

避難拠点としては、市内の小学校、中学校、高等学校を位置づけ、食料・飲料水・生活物資等の一定の備蓄を行うとともに、施設の耐震性を確保する。

また、防災中枢拠点及び地区防災拠点との情報連絡体制については、川口市災害情報システム（K-dis）や非常用通信機器の整備を図る。

危機管理部
理財部
教育総務部

６　物資集積拠点

非常用物資の備蓄・供給を行うため、青木町公園総合運動場と東・芝・安行の３か所のスポーツセンターを物資集積拠点とし、食料・その他生活必需品等を備蓄し、災害対策本部及び地区防災拠点と連携しながら、必要な物資の供給を行う。

現在整備中の沼田公園については、施設内に防災倉庫を建設し、非常用物資の備蓄場所における拠点防災倉庫として位置付けるとともに、上記４か所の施設に加え、物資集積拠点に指定し整備を行う。

防災中枢拠点との情報連絡体制は、川口市災害情報システム（K-dis）や防災行政無線の可搬型無線機を活用する。

７　広域輸送拠点

危機管理部
理財部
医療センター
教育総務部
学校教育部
消防局

物資の広域輸送や緊急患者の搬送などの人の広域輸送拠点として、臨時ヘリポート（青木町公園総合運動場、市立西中学校グラウンド、三領運動場、県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド）、着岸施設（芝川マリーナ、川口緊急用船着場）を位置づける。

防災中枢拠点との情報連絡体制は、川口市災害情報システム（K-dis）や防災行政無線の可搬型無線機を活用する。

８　県防災基地

危機管理部

広域的な食料や医薬品の備蓄・供給を行う拠点として、県が整備する広域防災基地の設置を要望する。

９　保健予防拠点

保健部

市全体の健康状態や生活状況の分析、予防的な保健活動を実施する。応援派遣保健師等を要請する。

10　基幹災害拠点病院

医療センター

救護活動拠点の後方支援医療機関として、重篤救急患者の救命医療を行う。重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、自衛隊（医療）・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の受け入れ、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送の対応拠点となる。

第２　緊急輸送ネットワークの整備

危機管理部
建設部
都市計画部

１　緊急輸送道路の指定

市内及び市外における緊急輸送を円滑に実施するため、あらかじめ県、隣接市区町村、防災関係機関、関係企業と協議の上、市内の防災活動拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

現在、本市の緊急輸送道路として指定されている路線は以下のとおりである。

また、国は、その他に災害時の河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送などに使用する目的で、荒川の両岸において緊急用河川敷道路の整備を進めている。

＜表－国・県指定緊急輸送道路等＞

種　別	路　線　名	道路種別	管理者
一次特定緊急輸送道路	東北自動車道	高速道路	東日本高速道路(株)
〃	首都高速川口線	高速道路	首都高速道路(株)
〃	東京外かく環状道路	高速道路	東日本高速道路(株)
〃	国道 298 号	国管理国道	国交省
〃	国道 122 号	県管理国道	埼玉県
〃	足立川口線	一般県道	埼玉県-239
一次緊急輸送道路	さいたま川口線	主要地方道	埼玉県－１
〃	川口上尾線	主要地方道	埼玉県-35
〃	台東川口線	主要地方道	埼玉県-58
〃	練馬川口線	主要地方道	埼玉県-68
〃	川口停車場線	主要地方道	埼玉県-89
〃	幹線第 76 号線	市道	川口市-76
一次・二次緊急輸送道路	さいたま草加線	主要地方道	埼玉県-34
二次緊急輸送道路	川口蕨線	一般県道	埼玉県-110
〃	幹線第 25 号線	市道	川口市-25
〃	幹線第 73 号線	市道	川口市-73
〃	神根第 520 号線	市道	川口市-神 520
〃	神根第 521 号線	市道	川口市-神 521
〃	南平第 19 号線	市道	川口市-南 19
〃	幹線第 10 号線	市道	川口市-10
〃	幹線第 11 号線	市道	川口市-11
〃	南平第 20 号線	市道	川口市-南 20
〃	南平第 27 号線	市道	川口市-南 27
緊急用河川敷道路	荒川左岸	緊急用河川敷道路	国交省

令和３年４月現在

＜表－川口市指定道路＞

路　線　名	路　線　名
幹線第１号線（環状線通り）	幹線第 44 号線
幹線第 13 号線（領家中央通り）	幹線第 46 号線(グリーンセンター通り)
幹線第 20 号線（八間通り・あずま橋通り）	幹線第 50 号線（南浦和―越谷線）
幹線第 24 号線（オートレース通り）	幹線第 54 号線
幹線第 25 号線（市役所前通り）	幹線第 60 号線
幹線第 26 号線（新オートレース通り）	幹線第 76 号線（産業道路）
幹線第 31 号線（新オートレース通り）	幹線第 78 号線
幹線第 34 号線（青木町公園通り）	幹線第 88 号線

令和３年４月現在

＜図－緊急輸送道路＞

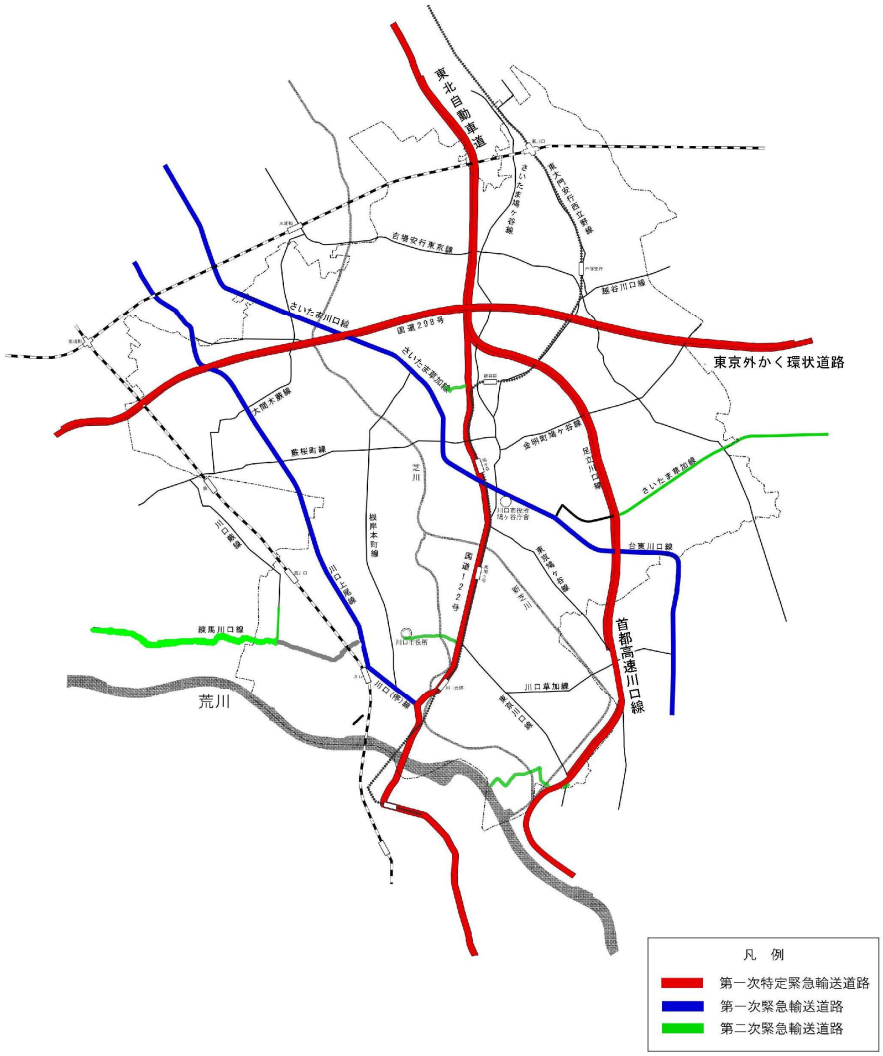

２　緊急輸送道路及び沿道の整備

建設部
都市計画部

緊急輸送道路の整備については、各道路の管理者と協力して耐震性の向上や路面下空洞化の調査などを図る。

その際、発災後の応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制について確認しておく。

また、緊急輸送道路沿道の不燃化、耐震化促進を行い、地震による倒壊建築物やがれきなど、障害物の発生を少なくするよう努める。

さらに、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所及び大きな被害が発生する可能性のある箇所については、被害調査の優先順位を高めるとともに、道路啓開作業などを速やかに行えるよう、道路管理者や関係団体と協力するとともに災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら放置車両等を移動するものとする。

３　応急復旧資機材の整備

建設部

平時より県、道路管理者と協力して応急復旧資機材の整備を行う。

また、埼玉県建設業協会や川口市建設協会との連絡を密にして、使用できる建設機械などを把握する。

第３節　情報連絡体制の整備

大規模な災害時には、被害や救助、避難に関する情報、安否に関する情報、救援物資等に関する情報など多種多様な大量の情報が発生するが、通常の通信手段が被害を受けたり、情報が錯綜するため使用できないことが想定される。また、電源が途絶えて情報機器が使用できないことも想定する必要がある。

こうした状況に対応するため、あらかじめ、情報連絡体制の整備に努める。

第１　災害時の情報ネットワークの整備

市は、市災害対策本部、地区防災拠点となる公民館及び支所、避難所、各防災関係機関が、相互に災害情報を共有化できる災害時情報ネットワークの構築に努める。

＜表－災害時の情報連絡体制に使用する通信手段＞

連絡主体	通信手段
市と県（本庁）及び地域機関	災害時優先電話・ファクシミリ
	防災行政無線（地上系・衛星系）
	消防無線
	インターネット
市と他の防災関係機関	災害時優先電話・ファクシミリ
	衛星携帯電話
	インターネット
市防災中枢拠点と地区防災拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災行政無線（移動系）
地区防災拠点と避難所	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災拠点にある防災行政無線（移動系）及び消防無線
市防災中枢拠点と広域防災拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災行政無線（移動系）
市防災中枢拠点と物資集積拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災行政無線（移動系）
市防災中枢拠点と救出拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災行政無線（移動系）と消防無線
市防災中枢拠点と救護拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災行政無線（移動系）と消防無線
市防災中枢拠点と広域輸送拠点	川口市災害情報システム（K-dis）
	防災拠点にある防災行政無線（移動系）及び消防無線

危機管理部
理財部
市民生活部
教育総務部
学校教育部

１　通信手段の整備

災害時の通信手段については、一般の固定電話や携帯電話が使用できない場合を想定し、各種の代替通信手段を整備しておくとともに、機器の点検や使用訓練を行う。

代替通信手段としては、災害時優先電話・ファクシミリ、防災行政無線（固定系・移動系）、消防無線、川口市災害情報システム（K-dis）、衛星携帯電話を確保している。。

また、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置などを確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

２　職員との連絡手段の確保

全部局

勤務時間内・外にかかわらず、災害時には防災関係職員との連絡が不可欠である。そのため、防災関係職員には災害時でもつながりやすい災害時優先電話として登録されている携帯電話を貸与する。

３　市民への情報伝達

危機管理部

災害の発生や避難に関する情報を市民に提供するため、防災行政無線（固定系・子局228局）を整備している（令和５年３月現在）。また、放送が聞こえづらい、聞こえない難聴地域に子局を増設している。

令和３年度以降は、高規格スピーカーや高性能バッテリーの導入など防災行政無線の機能強化を図っている。

４　タクシー無線などの活用

危機管理部

タクシー無線などを災害情報収集の補助手段として活用できるよう、事前に検討する。

５　衛星通信ネットワークの整備

危機管理部

地上系無線の途絶を回避し、災害情報伝達体制の充実強化を図るため、通信衛星を利用することで通信手段を複数化し、防災関係機関などのネットワーク化を図るために必要な通信機器などを整備する。

第２　情報処理分析体制の確立

１　災害情報の種類

危機管理部
全部局

災害時に迅速な処理・分析が行えるよう、災害時の情報の区分、処理・分析方法について平時より各課で役割の確認を行う。

（１）災害時に取り交わされる情報

観測情報：地震計などからの情報
被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
措置情報：県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報
生活情報：ライフラインなど生活に関する情報

（２）事前に準備すべき情報

地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設などの情報
支援情報：防災組織、対策手順、基準などの情報

２　川口市災害情報システム（K-dis）の活用

危機管理部
全部局

市は、災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うために導入した「川口市災害情報システム（K-dis）」について、運用の訓練を実施し、被害報告・対応指示、施設・避難所情報の報告、物資の管理等を一元的に管理する体制整備を図る。

危機管理部
企画財政部
理財部
市民生活部

３　被災者支援システムの活用

市は、災害時対応業務を迅速かつ正確に行うために導入した「被災者支援システム」について、立ち上げ及び運用の訓練を実施し、被災者の氏名・住所等の基本情報に加え、被災状況の管理、罹災証明の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理する体制整備を図る。

また、仮設住宅管理システムや避難所管理システム、倒壊家屋管理システム、犠牲者・遺族管理システム､緊急物資管理システム等といったサブシステムについての構築を図る。

第４節　災害及び防災に関する調査・観測などの推進

災害の防止に関する調査研究は、災害の予防対策や応急対策を検討するために重要であり、特に地震は、災害の規模とともに市の固有の地形条件や社会条件と密接に関係する。したがって、市域の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や技術工学、社会科学の分野について総合的かつ効果的な基礎研究を実施する。

第１　基礎的調査研究

危機管理部

１　防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメント調査を定期的に実施する。

また、アセスメント調査の結果を基に、地域の災害危険度を把握し、町会・自治会・学校区域などの地域単位で実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

危機管理部

２　防災ハザードマップの作成・周知

防災ハザードマップとは、地震や風水害が起こった場合にも迅速かつ的確に市民が避難できるよう、地震被害の危険性が大きい地域とその程度及び避難場所を明確にし、さらにはそこに至る避難経路などの情報をあらかじめ定めたマップである。

防災アセスメントで把握した地域の災害の危険性を市民に周知するため、防災ハザードマップについて広報、現地掲示板、市のホームページなどに掲載する。

第２　震災対策に関する調査研究

アセスメント調査で確認された災害の危険性に対して効果的な防災活動が実施できるよう、各部において以下の調査研究を行う。

また、危機管理部においては、各部の調査研究結果を整理し、必要に応じて地域防災計画の修正に反映する。

危機管理部

１　避難住民の安全確保に関する調査研究

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究を行う。

２　効果的な緊急輸送に関する調査研究

危機管理部
全部局

地震災害発生時には、応急対策要員や物資などを迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れなどを視野に入れた交通網整備に関する調査研究を行う。

３　災害情報の伝達などに関する調査研究

危機管理部
市長室
全部局

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）などに関する調査研究を行う。

４　社会的混乱の防止に関する調査研究

危機管理部
経済部

大規模地震の発生時には、平時にうまく機能している社会システムの大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究を行う。

５　災害時の生活安定に関する調査研究

危機管理部
理財部
経済部

被災者への食料、飲料水、生活必需品及び住宅などの迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究を行う。

６　災害復興に関する調査研究

全部局

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠である。そのため、災害復興についての基本方針や行政手続きなどに関する調査研究を行う。

第３　研究成果の活用

全部局

上記の調査研究結果に基づき、また、国・県で実施した防災に関する研究成果なども踏まえ、防災対策の向上を図る計画を策定し、適宜実施する。

また、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

第３章　市民の安全確保に対する備え

第１節　消防活動に対する備え

地震発生時の火災の延焼拡大を防止し、市民の安全を確保するための消防体制を整備する。

第１　出火の防止

消防局

１　一般火気器具からの出火防止

（１）暖房器具からの出火防止

地震時における出火要因としてもっとも大きいものがガスコンロや灯油ストーブなどの一般火気器具である。地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、普段から火気器具周辺に可燃物を置かないことなどの防災教育を積極的に推進する。

また、灯油ストーブなどで普及している耐震自動燃料遮断装置及び過熱防止機能のついたガス器具の普及に努める。

消防局

（２）電熱器具、電気機器からの出火防止

阪神・淡路大震災時には、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅において、電気が復旧したことにより出火したケースもあるといわれており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、過熱防止機能などの一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発に努める。

消防局

２　化学薬品などの出火防止

学校や病院、研究機関などで保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒などにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火などの形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性がある化学薬品は分離して保管する、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具などから離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう、化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究機関などに対して指導する。

消防局

３　住宅用火災警報器の設置推進

平成 18 年 6 月より、一般住宅における住宅用火災警報器の設置が義務化された。平成 20 年 5 月 31 日で設置猶予期間が終了したため、住宅用火災警報器設置の効果事例を紹介しながら必要性及び有効性を広報し、更なる設置を指導する。また、設置済みの住宅用火災警報器は、適正に維持管理するよう市民への周知を行う。

第２　初期消火体制の充実強化

消防局

１　初期消火器具の設置促進

一般家庭において消火器や三角バケツなどの初期消火器具の設置を促進するため、消防訓練などの機会を捉えて積極的に指導し、消火器の普及を進めるとともに、街角消火器の維持管理を行う。

消防局

２　耐震性貯水槽の整備

市では、市内の町会・自治会を基本単位とし、災害時の消火活動用水として耐震性貯水槽を整備してきた。火災鎮火後には生活用水としての活用も可能となっている。

令和４年４月現在、市内 232 町会・自治会のうち 146 町会・自治会を設置対象としており、141 町会・自治会に設置している。（大型マンションが単独で自治会を組織し、用地が私有地である場合は、設置対象外としている。）

今後は、「川口市消防局耐震性貯水槽設置計画」に基づき未設置の５町会・自治会を対象に、公園などの公共用地に順次設置する。

３　経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化

市内には、933 基の公設防火水槽があり、50 年以上経過している防火水槽は 307 基ある。50 年以上経過している防火水槽は、震災による崩落や老朽化による漏水等で、初期消火用水としての活用ができなくなることが予想される。このことから、「川口市経年公設防火水槽補強工事実施計画」に基づき経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化を計画的に実施する。

４　消防団施設の整備

発災直後の初動対応に必要な消防団車両、装備品等を計画的に整備するほか、大規模災害時において災害活動が長期化する中、地域防災の中核を担う消防団員が活動に専念するために必要な待機室等を備えた活動拠点施設を整備する。

危機管理部

５　自主防災組織に対する指導

地震時は、同時多発火災が予想され消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実させる必要がある。そのため、地震時に地域及び事業所などの防災組織が効果的に機能するよう、育成と活動の一層の充実を図る。特に住民による消火器やバケツリレーなどによる初期消火力を高め、消防局及び消防団と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

第３　火災の拡大防止

１　資機材の充実

消防局は、通常火災に対する資機材を整備するほか、震災対策用資機材として自然水利を最大限活用できる大型資機材を整備するとともに、可搬ポンプ、油圧ジャッキ、簡易担架、破壊器具及び無人航空機等を計画的に整備する。

２　特殊車両などの整備

災害時の走破性を高めるため、市内の道路狭隘地区にはＣＤ－Ⅰ型の四輪駆動の消防ポンプ自動車を整備するとともに、小型動力ポンプ付積載車を整備する。また、震災時等の木造密集地域での火災に備えた、大容量送水車（遠距離大容量送排水システム）、重機等、大規模倉庫や地下鉄等での火災に備えた大型ブロアー装置、無人航空機での情報収集を行う指揮支援隊の車両及び災害対策情報連絡員を県、市災害対策本部へ派遣するための緊急車両を計画的に整備する。

危機管理部
建設部
消防局

３　消防水利の整備

震災時においては、地震の影響により消火栓の使用が制限されることを考慮して、同時多発火災や大規模市街地火災への対応を図るため、市内の町会・自治会を基本単位として、災害時の消火活動用水として耐震性貯水槽を整備するとともに、経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化を計画的に行う。

第４　水防活動に対する備え

１　水防管理団体の体制整備

（１）水防管理団体の義務

水防管理団体の長である市長（以下「水防管理者」）は、平時から消防団などによる地域水防組織の整備を図る。

危機管理部
建設部
消防局

（２）水防体制の整備

河川ごとに重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

河川の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所轄施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

河川及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

危機管理部
消防局

（３）消防団等の育成強化

平時から消防団の研修及び訓練を実施し、水防組織の充実と習熟に努める。

また、自主防災組織が常に有効に機能するよう、防災リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

２　水防資機材等の整備

建設部

（１）水防用資機材の整備

市は、水防倉庫等に備蓄している資機材を把握するとともに、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備・充実し、その維持・管理に努める。

これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努める。

建設部

（２）雨水排水設備の整備

近年の局所的な集中豪雨に対して浸水の軽減を図るため、浸水被害地区において雨水排水ポンプの増強、管渠能力の適正化に努める。

建設部

（３）水門などの操作

排水機場、水門などの操作担当者、その操作方法に習熟するため、県・関係機関と合同で操作訓練等を実施する。

第２節　避難に対する備え

災害による家屋の倒壊、損失、ライフライン途絶などの被害を被った被災者及び危険性の迫った市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

第１　避難情報などの伝達体制の整備

危機管理部
市長室
市民生活部
消防局

１　情報伝達方法の確保

市は、本市域において災害が発生し危険が切迫している状況において、避難情報などの緊急性の高い情報伝達は、以下の手法により行う。

① 防災行政無線（サイレン含む）
② ホームページ、メールなどでの伝達
③ 広報車、消防車両
④ 町会・自治会などを通じての伝達
⑤ 公共施設などへの掲示
⑥ 各放送局を通じての伝達

上記手法に必要な、防災行政無線、広報車、消防車両、ホームページ掲載・メール配信等のシステムなどのメンテナンスを行い、また、各放送機関との連絡体制を整備し、災害時の円滑な情報伝達を図る。また、災害時の状況を可能な限り想定し、それぞれの状況に応じた案文を作成する。

２　防災情報メール・緊急速報メール配信サービスの活用

危機管理部

本市では、平成 18 年 6 月より気象情報・地震情報など防災に関する情報を登録者にメールで配信する、「川口市防災気象メール」の提供を行っており、令和２年３月からはきらり川口情報メールに統合のうえ、引き続き情報の配信を行っている。

配信される情報は以下のとおりである。

＜表－川口市防災気象メール＞

情報の種類	内　容
① 気象情報	川口市に発表された気象注意報・警報及びそれに係る避難情報
② 地震情報	川口市内で発生した震度４以上の地震情報及び東京湾内湾に発表された津波警報・注意報並びにそれに係る避難情報
③ 土砂災害警戒情報	川口市に発表された土砂災害警戒情報及びそれに係る避難情報

また、緊急地震速報や避難情報などについては、川口市のエリア内にいる各携帯会社の携帯電話ユーザーに対して、一斉に情報を配信するサービスである「緊急速報メール」での配信を行う体制となっている。

さらに、インターネット及び携帯でアクセスできる防災情報サイトを設置し、メール配信と同様の情報を掲載している。

これらのサービスについて機会をとらえて市民に対して周知し、利用者の拡充を図る。

第２　避難計画の策定

危機管理部

１．避難計画の策定

本計画における被害想定では、約３万２千人の避難者を想定している。これらの避難者を安全かつ円滑に避難させるため、以下の内容に関する避難計画を策定する。

（１）情報伝達方法

避難情報を発令する基準及び伝達方法

（２）対象人口

避難場所の名称、所在地、対象地区（連合地区単位で検討する）及び対象人口

（３）避難経路等

避難場所への経路及び誘導方法

経済部
保健部
上下水道局

（４）被災者救援措置に関する事項

① 給水措置
② 給食措置
③ 毛布などの支給
④ 衣料、日用必需品の支給
⑤ 負傷者に対する応急救護

危機管理部
市長室

（５）避難場所の管理・運営に関する事項

① 管理・運営体制の確立
② ボランティアの受け入れ
③ 避難収容中の秩序保持
④ 避難者に対する災害情報の伝達
⑤ 避難者に対する応急活動対策実施状況の周知徹底
⑥ 避難者に対する各種相談業務

（６）避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

① 平時における広報
・広報紙、掲示板、パンフレットなどの配布
・住民に対する巡回指導
・防災訓練など
② 災害時における広報
・広報車による周知
・避難誘導員による現地広報
・住民組織を通じる広報

危機管理部
消防局

２　防災上重要な施設の避難計画

市の作成する避難計画に基づき、多数の人員が集まる施設など、特に防災上重要と考えられる施設に対して、施設管理者及び職員と協力し、あらかじめ避難計画を策定する。

危機管理部及び消防局においては、以下の施設の避難計画策定に関して助言・指導を行い、市の作成する避難計画との整合を図る。

学校教育部

（１）学校

教育関係機関、各校長の協力のもと、それぞれの地域の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法などに関する避難計画を作成し、職員に周知徹底を図り避難の万全を期する。

また、災害時の応急教育、給食の方法に関しての協議も併せて、学校防災マニュアルとしてまとめる。

福祉部
医療センター

（２）病院

患者を他の医療機関または安全な場所へ避難させる場合を想定し、収容施設の確保、搬送の実施方法などに関する計画を定める。計画の策定時には他の医療機関や市の福祉部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

（３）高齢者、障害者、児童施設など

福祉部
子ども部

社会福祉施設運営団体、施設管理者の協力のもと、避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに福祉避難所の確保・移送に関する計画をあらかじめ定める。

計画の中には施設入所者の状態及び必要な援護方法などの整理に関して記載し、市と協力して行う避難誘導・移送が円滑に行えるよう準備する。

（４）高層住宅、高層ビル

危機管理部
消防局

施設管理者と協力して、災害時の情報伝達体制、各階の避難経路、近隣の集合場所、避難所までの経路、避難誘導などに関する計画をあらかじめ定める。

（５）大規模集客施設、地下街及び駅など

危機管理部
経済部
消防局

大規模集客施設や地下街、駅など不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で避難所、経路、時期及び誘導並びに広報案文などに関する計画をあらかじめ定める。

（６）工場、危険物保有施設

危機管理部
消防局

従業員、近隣住民の安全確保のため、避難方法、市や警察及び消防署との連携などに関する計画をあらかじめ定める。

第３　避難体制の整備

危機管理部
福祉部
建設部

安全な避難活動を実施するためには、避難所・避難場所の整備、避難路の指定に伴い、避難誘導体制の整備を図る。なお、要配慮者の避難誘導には、特に留意する。

１　災害時の避難行動

＜図－避難行動図＞

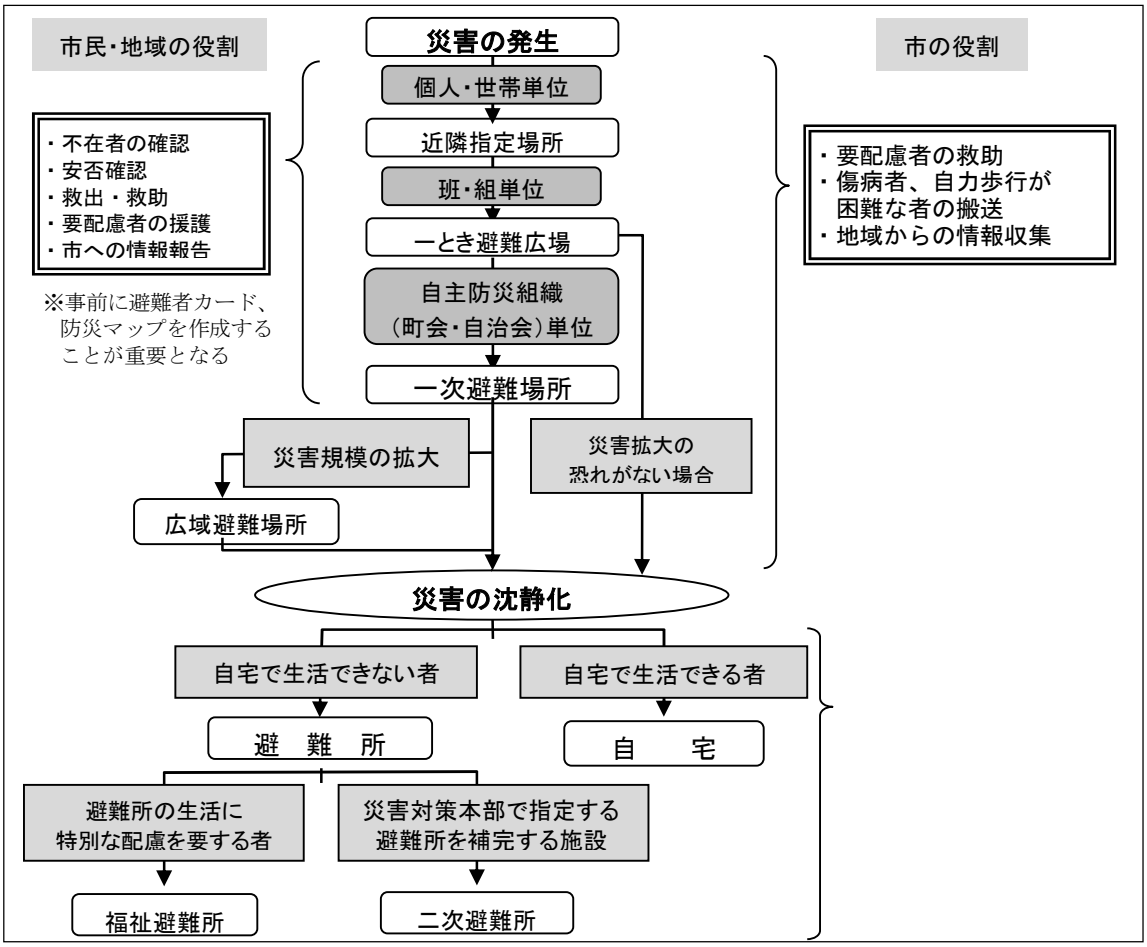

危機管理部

２　市の行う避難行動に対する備え

（１）避難マニュアルの作成

現在市では、市民の避難時の行動を示した避難マニュアルを作成し、市民に周知を図っている。今後は、一層の周知を図るとともに、市民がより安全に迅速な避難行動を行えるよう、内容の更新を図る。

３　市民の行う避難行動に対する備え

大規模な地震が発生した場合、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そのため、避難誘導、安否確認及び要配慮者の把握など、近隣住民の行う防災活動が主体となる。そのため、隣近所を一つの班・組として設定し（回覧板の単位など）、安否確認や要配慮者の援護、避難誘導などが円滑かつ確実に行えるよう、以下の施策を実施する。

危機管理部

（１）近隣指定場所の指定

各班・組の防災リーダーに対し、災害時に集結する場所（近隣指定場所）を定め、近隣住民に周知するよう指導する。

危機管理部

（２）避難者カードの作成

各班・組ごとに安否確認のチェックができるよう、避難者カードを作成するよう指導する。

危機管理部

（３）各町会・自治会作成の防災マップ

各班・組ごとに地域の防災マップを作成し、近隣住民に周知するよう指導する。また、防災マップには以下の内容を記載するものとする。

集合場所：近隣指定場所、避難場所、避難経路など
防災設備：街角消火器、防災行政無線、防火水槽など
危険箇所：危険物取扱所、倒壊の危険性のある建築物など
防災拠点：避難所、警察署、消防署、病院、公民館等、支所など

危機管理部
市民生活部
福祉部

（４）地域の要配慮者の把握

各班・組ごとに、地域に住む要配慮者の住まい、援護を要する理由などを確認し、適切な援護を行えるよう指導する。

危機管理部

（５）市との連絡体制の確立

災害時に各班・組が市に対して状況報告、被害報告を円滑に行えるよう、市の連絡先や連絡方法、伝達様式について指導する。また、多大な被害が発生し、班・組のみでは対処できない事態に陥った場合の緊急連絡先、連絡方法についても指導する。

危機管理部

（６）中高層集合住宅などにおける避難体制の確立

中高層集合住宅などは、建物の耐震性などハード面では一般住宅よりも強化されている一方、多数の世帯が集中して居住していることから、安否確認や高層階の要配慮者の救出など、一般住宅とは異なった特有の問題が想定される。

そういった問題に対し、今後は中高層集合住宅などにおける災害対応力の向上を図る。

第４　避難所開設・運営体制の整備

１　避難所開設体制の整備

危機管理部
学校教育部
避難所担当職員

市では、避難所運営会議マニュアルを作成しており、併せて毎年市内の各小中学校に避難所開設運営マニュアルのテンプレートを配布し、各学校においてそれぞれの実情に応じたマニュアルを作成するよう指導している。

市は、避難所開設を円滑に行うため、両マニュアルの確認、修正指導及び職員への周知徹底を行う。

２　避難所運営体制の整備

危機管理部
学校教育部
避難所担当職員
福祉部

災害時、避難所の運営は自主防災組織、町会・自治会を主体として行うことから、防災訓練などの機会を通じ、避難所運営組織体制、実施業務などについて確認を行う。

なお、避難所運営組織の設置手順は次のとおりとする。

- ○ 運営組織は、本部長、副本部長、各活動部の部長・副部長及び避難所の管理者（学校長及び教頭）で構成する
- ○ 活動部は、庶務部、物資部、救護・衛生部、施設管理部で構成し、町会・自治会ごとに役割を割り振る
- ○ 各活動部の部長・副部長は、町会・自治会員の中から会長が指名する
- ○ 必要に応じてボランティアを各部に配置する
- ○ 避難所となる施設の職員（教職員）は、各活動部の活動を支援する
- ○ 福祉避難所の運営については、「福祉避難所運営マニュアル」に基づいて行う

市は、避難所運営のために必要な備品の場所、数量などを確認し、災害時に円滑な避難所運営が行えるよう努める。

また、避難所開設担当職員は、避難所運営マニュアルに基づき、町会長・自治会長、学校長などと担当学校ごとに協議を行い、避難所運営組織の補助に関する手順の確認、役割分担を明確にしておく。

第５　市民への周知

１　避難所・避難経路などの周知

危機管理部

避難誘導を円滑に行うには、市民にあらかじめ、どの避難路を通ってどの避難所へ避難するかを周知する必要があるため、各町会・自治会作成の防災マップの他、全市の概要版として、市民に避難方法・避難所などについて周知する。また、災害時に避難所に指定されていない公共施設や川口市立医療センター（基幹災害拠点病院）は、応急対策活動等の拠点となることを併せて周知する。

① 防災ハザードマップの配布
② 市の広報紙
③ 市のホームページ
④ 案内板などの設置（案内標識、一覧標識など）
⑤ 防災訓練

２　避難時の諸注意の周知

危機管理部
市長室

避難の際には自動車を使用しないなど、避難時の行動の諸注意に関する情報を平時から防災ハザードマップ、広報紙などにより、市民に対して周知徹底を図る。

第３節　救急救助活動に対する備え

災害時においては、生命の危機にさらされている者の人命救助が何よりも優先されなければならない。人命救助を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救急・救助体制について検討し、救急・救助用資機材を整備しておくことが必要である。

第１　救急・救助体制の整備

危機管理部
消防局

１．救急・救助資機材の整備と訓練

各消防署、消防団車庫及び自主防災組織における救急・救助資機材などの整備を行い、消防団員及び市民・事業所に対する救急・救助訓練を実施する。

危機管理部
消防局

２　高層建築物などに関する救急救助体制の整備

高層建築物などに関する救急救助活動に関しては、消防法に定める防火管理者と自治会長に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制強化に努める。

第２　傷病者搬送体制の整備

消防局

１　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、消防局、県及び後方医療機関との情報体制に関する確認を行う。

保健部
消防局

２　搬送先医療機関の選定

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目などを基に、およその搬送順位を決定しておく。発災時には、医療機関の被災情報や搬送経路などの様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

危機管理部
消防局

３　搬送経路

多数傷病者発生により消防署による搬送が行えない場合も考えられるため、市は市民及び防災関係機関の協力を得て被災現場から救護所までの搬送を行えるよう、あらかじめ地域ごとの救護所の位置、搬送経路、搬送体制について検討を行う。

また、これらの情報は各地区の自主防災組織に対して公表し、緊急時の協力体制の確立に努める。

消防局

４　ヘリコプターによる搬送

あらかじめ市内の飛行場外離着陸場（運動場等）や医療機関のヘリポートを考慮して、緊急時の受け入れに関する連絡体制について検討する。また、県防災ヘリコプター、他都県市の保有する消防・防災ヘリコプターやドクターヘリなどによる重症患者の搬送計画を策定する。

５　効率的な搬送体制の整備

消防局

震災時には、骨折・熱傷など傷害も多種におよび、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な搬送体制を整備する。

第３　災害時広域医療搬送計画の策定

消防局

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画の策定を行っている。

市では、災害時広域医療搬送計画の内容を確認し、緊急時の円滑な活動に努める。

また、平時においても、DMAT、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できよう努める。

第４節　医療救護活動に対する備え

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

第１　初期医療体制の整備

川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会や市内の医療機関及び地域の自主防災組織などと協議し、事前に以下の事項について計画を定める。

１　救護所の整備

保健部

医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で診療することを原則とするが、傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、もしくは被災状況があきらかでない場合は、基幹となる医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。

２　医療救護班の編成・出動

保健部

市は、川口市医師会、川口歯科医師会などと災害時の医療救護活動についての協定を締結し、それぞれの専門技術の提供を依頼する。

医師会は、災害発生時における医療救護班の出動要請に対応し得るよう、病院・診療所の緊急連絡網を整備するなど、迅速確実な連絡体制を確立する。

３　自主防災組織などによる自主救護体制の整備

危機管理部
消防局

災害の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織などが救護所などにおいて軽微な傷病者に対し応急救護活動を行うなど、医療救護班の活動を支援できるよう、止血、固定、被覆などの応急救護訓練を実施する。

保健部

４　備蓄医薬品、医療用資器材の種類及び数量の確保

医療救護班による初動救護活動に必要な医薬品及び医療用資器材について、人的被害の数量及び医療関連機関における現状のストックを勘案した上で、川口市医師会、川口歯科医師会、川口薬剤師会などとの連携を図りながら備蓄計画を策定する。

また、現在災害時の医薬品提供について協定を締結している市内薬局などとの協力体制について協議を行うことと併せて、他の薬局との協定締結に関しても検討する。

保健部

５　救急医療機関の災害時の対応力強化

医療救護班の応急措置に引き続く初期医療を実施する救急医療機関に対して、ライフライン途絶状態下での医療活動を想定した応急対策の策定を指導する。

なお、本市における県指定の救急告示医療機関は、救急病院が 17 か所、救急診療所が 1 か所である。

保健部

第２　透析患者などへの対応

人工透析など、継続的に医療措置を要する慢性疾患患者への対応について、対応可能医療機関の確認及び対応マニュアルの整備を進める。

また、透析患者の対応として水を優先的に配給するとともに、人工透析施設での備蓄を行うよう要請する。

第３　後方医療体制の整備

医療センター

１　災害拠点病院の機能

県では、基幹災害拠点病院として、川口市立医療センター等を指定している。災害拠点病院には、基幹災害拠点病院と地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して埼玉県の中心的な役割を果たす。その要件は次のとおり。

（１）共通

ア　２４時間緊急対応し、傷病者等の受け入れ及び搬出を行うこと。
イ　重症傷病者の搬送先として傷病者の受入拠点になること。
ウ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を保有し、派遣体制があること。ＤＭＡＴ等の支援を受け入れる体制を整えていること。
エ　救命救急センター（又は第二次救急医療機関）であること。
オ　業務継続計画を整備し、その計画に基づいた研修訓練を実施すること。など

（２）基幹

ア　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を複数保有し、派遣する体制があること。
イ　被災後早期に診療機能の回復ができる業務継続計画が整備された救命センターであること。
ウ　災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
エ　病院機能を維持するための全ての施設が耐震構造を有すること。
オ　病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

保健部

２　災害拠点病院に指定された病院

市は、災害拠点病院に指定された以下の病院に関し、診療項目、病床数などをあらかじめ把握するとともに、緊急時の搬送方法についても協議・検討する。

【基幹】① 川口市立医療センター（平成９年度指定・川口市）
【地域】② 自治医科大学附属さいたま医療センター（平成９年度指定・さいたま市）
【地域】③ 北里大学メディカルセンター（平成９年度指定・北本市）
【基幹】④ 埼玉医科大学総合医療センター（平成９年度指定・川越市）
【地域】⑤ 深谷赤十字病院（平成９年度指定・深谷市）
【地域】⑥ 埼玉県済生会加須病院（平成９年度指定・久喜市（旧栗橋町））
【地域】⑦ 獨協医科大学埼玉医療センター（平成 11 年度指定・越谷市）
【基幹】⑧ さいたま赤十字病院（平成 11 年度指定・さいたま市）
【地域】⑨ さいたま市立病院（平成 18 年度指定・さいたま市）
【地域】⑩ 埼玉県済生会川口総合病院（平成 19 年度指定・川口市）
【地域】⑪ 防衛医科大学校病院（平成 19 年度指定・所沢市）
【地域】⑫ 埼玉医科大学国際医療センター（平成 20 年度指定・日高市）
【地域】⑬ 社会医療法人壮幸会行田総合病院（平成 21 年度指定・行田市）
【地域】⑭社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院（平成 23 年度指定・久喜市）
【地域】⑮ 独立行政法人国立病院機構埼玉病院（平成 24 年度指定・和光市）
【地域】⑯ 草加市立病院（平成 26 年度指定・草加市）
【地域】⑰ 埼玉医科大学病院（平成 27 年度指定・毛呂山町）
【地域】⑱ 社会福祉法人さいたま市民医療センター（平成 28 年度指定・さいたま市）
【地域】⑲ 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院（平成 30 年度指定・上尾市）
【地域】⑳ 医療法人徳洲会羽生総合病院（平成 30 年度指定・羽生市）
【地域】㉑ 埼玉県立小児医療センター（平成 30 年度指定・さいたま市）
【地域】㉒ 医療法人社団東光会戸田中央総合病院（令和元年度指定・戸田市）

＜図－市内地域災害拠点病院及び救急告示医療機関＞

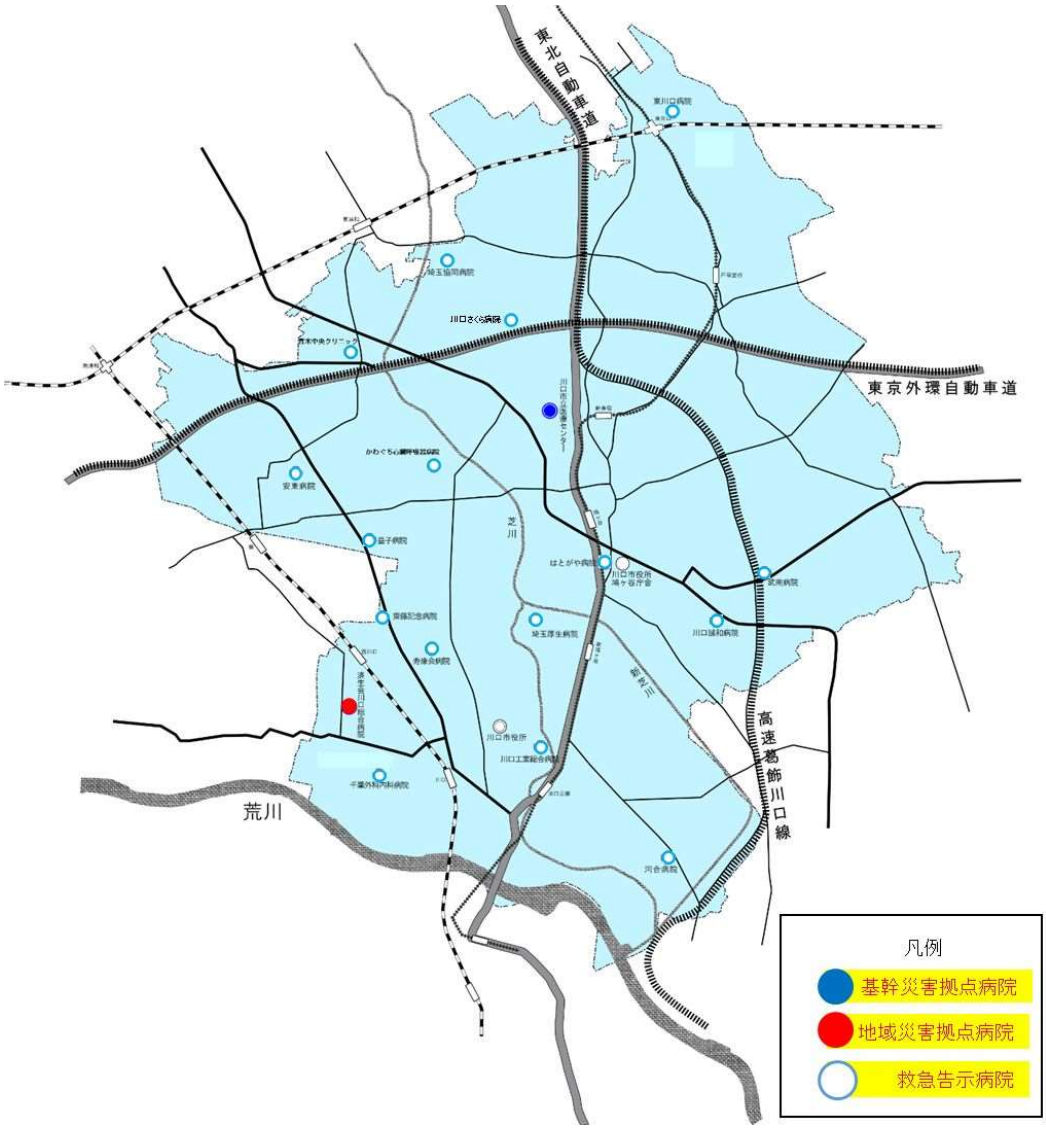

第５節　防災用資機材の備蓄

防災用資機材を用いて行う救助活動などは、発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な自主防災組織及び市が備蓄を行う。

第１　基本方針

危機管理部
建設部
上下水道局

１　目標数量及び品目

各避難所及び広域避難場所の収容人員の計画値を目安として、目標数量を算出する。備蓄すべき防災用資機材の品目としては、以下のとおりとする。

＜表－備蓄すべき防災用資機材＞

・ろ過浄水器、仮設トイレ
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）
・移送用具（自転車、車いす、リヤカー、担架など）
・炊飯器、テントなど
・道路・河川・下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
・発電機、投光機、可搬ポンプ、水中ポンプなど

２　備蓄場所

危機管理部
建設部
上下水道局

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置する。このため、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町会・自治会単位で備蓄場所を整備していく。

さらに、各避難所の防災倉庫を補完するとともに物資の効率的な運用を図るため、拠点となる防災倉庫を整備する。

第２　防災用資機材の備蓄計画

危機管理部
建設部
上下水道局

各避難所及び避難場所の収容人員の計画値、想定される施設の被害に基づく必要量を把握した上で防災用資機材の備蓄計画を策定する。

備蓄計画には、災害時の防災用資機材、応急復旧用資機材などの備蓄に関する数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項などを記載する。

また、防災用資機材等については、随時、更新及びメンテナンスを行う。

第６節　要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保に対する備え

危機管理部
福祉部
保健部

市内には、高齢者や障害のある方、乳幼児、傷病者などの災害対応能力の弱いもの、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人など（「要配慮者」という。）が多数住んでおり、災害が発生した場合には、様々な配慮が必要になる。

また、自ら避難することが著しく困難である方（「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

第１　基本施策

１　対象区分

要配慮者及び避難行動要支援者の区分は以下のとおりとする。

（１）要配慮者

① 高齢者及び乳幼児、妊産婦

日常から介護及び保護が必要な者で、避難行動に必要な支援の内容や方法などについて事前の把握が容易な者。

② 傷病者、障害者及び要介護認定者

傷病や障害などにより介護及び保護が必要な者で、避難行動に必要な支援の内容や方法などについて事前の把握が容易な者。

③ 旅行者

地理が不案内で、災害時の避難に支援が必要な者。

④ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の避難に支援が必要な者。

（２）避難行動要支援者

市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な者で、以下の者とする。

① 次のいずれかに該当する方々だけで世帯を構成する者

ア 65 歳以上の高齢者

イ 次の障害者手帳を所持する者

・身体障害者手帳 1～3 級

・療育手帳Ⓐ・A

・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

ウ 介護保険による要介護認定において、要介護認定 3～5 の認定を受けた者

エ 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者

オ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者

② 上記①に掲げる者のほか、特に市長が必要と認めた者

危機管理部
福祉部

２　地域との協力体制の整備

避難行動要支援者の安全確保は、行政とともに地域の市民が協力し、一体となって取り組む必要があるため、特に地域の自主防災組織と連携して取り組む。

また、公共機関、その他集客施設に対しては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うよう指導する。

福祉部

３　関係機関・団体との協力体制の整備

消防団、自主防災組織、福祉関係機関（社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、社会福祉施設など）及び障害者団体などとの協議を定期的に開催し、協力体制の整備に努める。

危機管理部

４　避難行動要支援者に対する避難支援計画の策定

避難行動要支援者の避難支援に関して、市が行うべき平時及び災害時の業務内容、役割分担の計画を策定し、支援計画を策定する。また、計画策定の際には防災関係機関の協力を十分に得て行う。

なお、避難支援計画は以下の内容に関するものとする。

（１）環境整備、気運醸成
① 平時及び災害時の業務内容、役割分担に関すること
② 関係機関との連携強化に関すること
（２）情報伝達体制の整備
① 消防団・自主防災組織などへの情報伝達体制に関すること
② 福祉関係機関への情報伝達体制に関すること
③ 避難行動要支援者の特性を踏まえた情報伝達方法に関すること

危機管理部
福祉部

（３）避難行動要支援者登録制度の策定
① 対象者の基準及び範囲に関すること
② 避難支援プランの策定及び避難行動要支援者名簿の作成・更新に関すること
③ 避難行動要支援者の情報収集に関すること
④ 情報の共有に関すること
⑤ 避難行動要支援者の決定に関すること
⑥ 本人及び関係者への通知に関すること
⑦ 情報管理に関すること
⑧ 避難支援プランの検証に関すること
⑨ 避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関すること

第２　社会福祉施設など入所者への対策

１　防災計画の策定

施設所管部
消防局

本市内に立地する社会福祉施設の管理者に対して、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」、緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統などを定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るよう指導する。

２　緊急連絡体制の整備

施設所管部

本市内に立地する社会福祉施設の管理者に対して、以下の指導・助言を行う。

（１）職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網などを整備して職員の確保に努める。

（２）防災関係機関などへの連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に施設の被害状況などを災害対策本部や防災関係機関などへ迅速に報告できるよう、社会福祉施設運営団体、その他機関と連携を図り、連絡体制を整備しておく。

（３）安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

施設所管部
消防局

３　避難支援体制の整備

施設管理者に対して、災害時における避難誘導のため、非常口など避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備するよう指導する。

施設所管部

４　施設間の相互支援システムの確立

県と協議・調整を行い、市及び県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させ、職員が応援する。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

施設所管部

５　被災した在宅避難行動要支援者の受入れ体制の整備

在宅の寝たきり高齢者などの避難行動要支援者のうち、通常の避難所での生活が困難な者に対し、社会福祉施設への斡旋が円滑に行えるよう、各施設と緊密な連携体制の構築に努める。

施設所管部

６　食料、防災資機材などの備蓄

入所施設の管理者に対して、以下に示す物資などを備蓄するよう指導する。また、生活用水の供給に対応するため、水保有設備（タンクなど）の確保を要請する。

① 非常用食料（高齢者・乳幼児などの特別食を含む）：3 日分
② 飲料水：3 日分
③ 常備薬：3 日分
④ 介護用品（おむつ、尿とりパッドなど）：3 日分
⑤ 照明器具
⑥ 熱源（卓上コンロ、固形燃料、炭・薪など）
⑦ 移送用具（担架・車いす、リヤカーなど）

危機管理部
施設所管部
消防局

７　防災教育及び訓練の実施

施設管理者に対して、施設職員及び入所者への防災知識に関する普及・啓発を定期的に実施するよう指導する。また、各施設が策定した「防災計画」について徹底周知し、消防署や市民などとの合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するよう指導する。

これらの実施に際して、市はテキストの作成や職員の派遣などの支援を行う。

市民生活部
施設所管部

８　地域との連携

災害時の入所者の避難誘導、または職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活支援について、施設管理者と近隣の町会・自治会やボランティア及び近くの高校などとが協力して活動できるよう努める。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請などの手続きに際し、円滑に行えるよう施設管理者と協議する。

第３　在宅の避難行動要支援者への対策

１　避難行動要支援者情報の把握

福祉部
保健部

本市では「川口市避難行動要支援者登録制度」に基づき、高齢者・障害者などが災害時に支援を要する理由、必要な支援の種別などの情報を、本人の同意を得て収集・整理し、関係各部で共有することにより、災害時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、体制を整備している。

関係部局以外に、各町会・自治会における情報共有を進めており、今後は制度の周知を図ることに併せて、各登録者に対する具体的な避難支援プランを策定する。

登録できる避難行動要支援者の対象範囲は、市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な者で、以下の者とする。

① 次のいずれかに該当する方々だけで世帯を構成する者
ア 65 歳以上の高齢者
イ 次の障害者手帳を所持する者
・身体障害者手帳 1～3 級
・療育手帳Ⓐ・A
・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
ウ 介護保険による要介護認定において、要介護認定 3～5 の認定を受けた者
エ 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者
オ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者
② 上記①に掲げる者のほか、特に市長が必要と認めた者

２　避難支援体制の整備

危機管理部
福祉部
消防局

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び更新など避難支援体制を確立し関係者の安全確保に努める。

また、避難行動要支援者が安全かつ円滑な避難が行えるよう、避難支援プランに基づいた個々人の状況に応じた避難支援方法を検討する。

消防機関や警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等は、避難支援等関係者として、避難支援等の実施に携わるため、平常時から避難行動要支援者名簿による情報の共有化を図り、発災時等においては、自らの安全確保に留意しつつ、名簿情報に基づき円滑かつ迅速な避難支援等を行う。

避難誘導を実施する自主防災組織（または町会・自治会など）、防災リーダー、消防団などに対する教育を行う。さらに、災害時に福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報などを通じて避難支援方法についての情報提供を行う。

３　避難行動要支援者等に配慮した避難所運営体制などの整備

危機管理部
福祉部

避難行動要支援者などに避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚に障害のある方や高齢者などへの災害情報の伝達を効率的に行うため、文字放送テレビやファクシミリの設置や、避難行動要支援者などを考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保などに努める。

４　防災教育及び訓練の実施

危機管理部
福祉部
消防局

広報などを通じ、対象者をはじめ、家族、市民に対して啓発活動を行う。

（１）対象者及びその家族に対する指導

① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと

② 発災時には近隣の協力が得られるよう平時より努力すること
③ 地域において防災訓練などが実施される場合は、積極的に参加すること

（２）市民に対する指導
① 地域防災訓練などにおいて、地域在住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から整備すること
② 発災時には対象者の安全確保に協力すること
③ 地域で実施する防災訓練などに、対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

施設所管部

５　地域との連携

（１）役割分担の明確化

市内の各ブロックにおいて、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパーなどの社会資源を明らかにするとともに、市、地域及び社会福祉施設の役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立する。

（２）社会福祉施設との連携

災害時に介護などを必要とする被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設などとの連携を図る。

（３）地域住民などの情報活用

地域住民、民生委員及びボランティアによる避難行動要支援者の安否の確認などの情報を活用し、災害時における支援体制を確立しておく。

福祉部
子ども部
保健部

６　相談体制の確立

災害時に、被災者からの相談（金銭、健康、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育など）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケアなどが実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカーなどの専門職員を確保しておく。

第４　外国人への対策

市民生活部

１　外国人の所在の把握

災害における外国人の安否確認などを迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平時において住民基本台帳の状況により外国人の人数や所在の把握に努める。

危機管理部
市長室
市民生活部

２　防災知識の普及・啓発

日本語の不自由な外国人に対して、外国語による防災パンフレットを作成する。また、併せて外国人との交流会や外国人雇用事務所など、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネットなどの広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

危機管理部
市民生活部

３　防災訓練の実施

平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

市民生活部
社会福祉協議会

４　通翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、通翻訳ボランティアなどの確保を図る。

５　訪日外国人旅行者の安全確保

災害時の訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省観光庁が平成 26 年 10 月に定めた手引きを基に具体的な対策を実施する。

第７節　帰宅困難者に対する備え

帰宅困難になった場合の対処法などについて啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県、近隣市・区など関係機関と研究・協議し、実施していく。また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドと協力して、徒歩帰宅者に対する支援体制を確立する。

第１　基本方針

１　帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止することなどにより、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難になる者をいう。

２　帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

（１）地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後には地域の災害対応力の低下が想定される。

（２）非居住者の増加

市外から市内へ通勤・通学する者も市内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

（３）都内帰宅困難者

市内から通勤・通学する者の多くが東京都内で帰宅困難になることが想定されるが、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループの被害想定によれば、都内全体では 380 万人から 490 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。

（４）主要駅等での帰宅困難者

埼玉県の推定によれば、県内で 74 万７千人（平日 12 時）の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

第２　帰宅困難者への対策

１　市民が市外で帰宅困難に陥った場合への予防対策

危機管理部
市長室

（１）帰宅困難者数の把握

被害想定に基づき、約８万３千人の市民が、市外で帰宅困難に陥ると想定している。

（２）市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

① 帰宅グッズなど徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
② 災害時の行動は状況を確認して無理のない計画を立案・実施すること

危機管理部
通信事業者

（３）安否などの確認方法

ＮＴＴ東日本災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）、携帯電話各社等の提供する災害用伝言板サービスなどを利用した安否などの確認方法についてのＰＲ活動を行う。

危機管理部
鉄道事業者

（４）徒歩帰宅訓練の実施

市では、県、東京都、近隣市・区と協力して、交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、市民への啓発を積極的に行っているが、今後は、県、東京都、近隣市・区及び鉄道事業者との連携を確認し、帰宅困難者に対する支援方法を検証、検討していく。

危機管理部

２　市に通勤する者が本市で帰宅困難に陥った場合の対策

（１）帰宅困難者数の把握

被害想定に基づき、約２万人の者が、市内で帰宅困難に陥ると想定している。

（２）事業所などへの協力要請

各事業所に対して、災害発生時に従業者に対して適切な情報伝達及び指示が行えるよう、正確な情報収集、伝達に関する啓発活動を行う。

また、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客などに対し、適切な対応が行えるよう、次の点に関して協力を要請する。

① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料の備蓄・入手手段の確保、情報の入手手段の確保
② 災害時の水・食料や情報の提供、仮泊場所などの確保

危機管理部
鉄道事業者

（３）交通機関との連携

東日本旅客鉄道(株)の各駅の管理者と協議・検討を行い、大規模災害などにより列車が長期間停止する場合に備え、バスなどによる代替輸送の計画を策定しておく。

危機管理部

（４）関係機関との連携

関係機関と連携して帰宅困難者対策に取り組むことができるよう、以下の点について協議・検討する。

① ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどとの協定

埼玉県では、ガソリンスタンド及びコンビニエンスストアなどを一時休憩所（災害時帰宅支援ステーション）として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。また、協定を締結している店舗に対して災害時帰宅支援ステーションステッカーを配布し、市民への周知活動を行っている。

本市においても、市内ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどと協力内容、体制について確認を行った。

② 徒歩帰宅者に対する支援の検討

徒歩帰宅者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

③　川口駅周辺帰宅困難者対策協議会の連携

東日本大震災では、川口駅周辺でも多くの方が帰宅困難者となった。このことを教訓に、鉄道事業者、デパート、公共機関、行政等駅周辺事業者が協力して行動できるよう平成24年11月22日に協議会を設置し、災害時の対応について協議を行っている。

今後も、構成員相互の連携を強化していく。

＜構成機関＞

・東日本旅客鉄道(株)川口駅
・公益財団法人　川口総合文化センター・リリア
・公益財団法人　川口市公園緑地公社
・川口鋳物工業協同組合（キャスティ）
・(株)モール・エスシー開発（アリオ川口）
・川口駅東口第三工区再開発ビル管理組合
・スマイルホテル川口
・川口商工会議所
・キュポ・ラ本館棟共同防火・防災管理協議会
・川口信用金庫
・川口警察署
・埼玉県
・川口市

第４章　災害時の生活安定に対する備え

第１節　食料・生活必需品の備蓄

災害時においては、遠隔地からの食料などの輸送が困難になることも考えられるため、食料などの備蓄体制について整理する。

第１　備蓄・調達計画

危機管理部

１　備蓄計画

被害想定に基づく避難者数（約３万２千人）の概ね３日分（９食分）に相当する食料が必要となる。

県と市と個人がそれぞれ１日分の補給を実施する（県１日分、市１日分、市民１日分の持ち出し）とすると、市としては３万２千人×　３食≒10 万食を備蓄する必要がある。さらに、市民の中には１日分の持出しが不可能な場合もあり、帰宅困難者や在宅避難者の分を考慮すると、この数字を大幅に上回る備蓄が必要である。

令和３年４月現在の食料備蓄量は、ビスケットやアルファ米など約 38 万食を避難場所の防災倉庫及び小中学校の余裕教室などに備蓄している。今後も、年次計画を立て、適正な備蓄量の確保に努める。

また、市民に対し、緊急時に持出し可能な食料品の個人的備蓄を呼びかけるものとする。なお、食料以外では、バルーン照明機、発電機、災害用備蓄毛布及びエアーマット等を防災倉庫に配備している。

経済部

２　調達計画

災害の規模が大きく、避難生活が長期にわたる場合、備蓄物資だけでは不足する場合が生じる。そのため、食料の調達に関して必要数量などを把握の上、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、市内の食料取扱業者などと協定を締結する。

また、備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパーなどの販売業者と十分協議し、その協力を得る。

第２　防災倉庫などの整備

危機管理部

令和３年４月現在の整備状況は、市内 116 施設、123 か所の防災倉庫を設置している。

防災倉庫及び小中学校の余裕教室には、食料及び資機材を備蓄しているほか、各公民館・支所に非常用食料及び災害用備蓄毛布を備蓄している。今後も計画的に整備を進めていくものとする。また、現在備蓄している物資に関して、定期的に確認を行うほか、性能などの上位な物資に順次更新を図る。

また、各防災倉庫等を補完するとともに、物資の効率的な運用を図るため、現在整備中の沼田公園において、施設内に防災倉庫を建設し、拠点防災倉庫として位置付けるとともに、物資集積拠点に指定し整備を行う。

第３　物資集積拠点の整備

危機管理部
教育総務部

本市では、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な以下の施設（建築物）を集積地として選定している。これらの施設に関して、その所在地、経路などについてあらかじめ県に報告する。

＜表－物資集積地＞

施設名	所在地	連絡先
青木町公園総合運動場	西青木 4-8-1	048-251-6893
東スポーツセンター	東領家 2-27-1	048-222-4990
芝スポーツセンター	芝高木 2-12-52	048-266-6240
安行スポーツセンター	安行領家 880	048-296-1200
沼田公園（計画中）	大字辻字沼田 86-1	

第２節　飲料水等の供給に対する備え

災害時における被災者等への飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無に関わらず市が行う。災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されるため、平時から水道施設及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

第１　飲料水等の確保

１　基本計画

上下水道局

生命維持のために必要な最低限の水の量は1人1日3リットルといわれているが、炊事、衛生など生活維持のために必要な１人１日 15～20 リットルの給水を必要量として捉え、これを目標として飲料水の確保に努める。

災害時には、拠点給水所である７つの浄配水場のうち使用可能な浄配水場から、指定給水所である各小中高等学校等へ給水を行えるよう、体制を整える。

２　応急給水システムの整備及び周知

上下水道局

指定給水所93か所へコンパクトに収納が可能な1ｔ強化段ボール製貯水槽及び応急給水栓（レスキュ―タップ）等を配備し、各浄配水場から給水車により飲料水を運搬後、上記貯水槽に貯留し、必要な市民に供給する。

また、給水車の確保や運搬ルートの問題も予想されるため、指定給水所等には長期保存が可能なボトル水を備蓄する。

なお、市民への指定給水所の周知については、広報紙、インターネット等を通じて広報する。

３　市民の貯水意識向上

上下水道局

市民及び自主防災組織等に対して、広報紙、インターネット等を通じて日頃から災害に備えて飲料水等を備蓄するよう、貯水に関する広報を行い、市民の貯水意識の向上を図る。

第２　給水資機材の整備

上下水道局

災害時の応急給水に備え、上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、芝園配水場、石神配水場、横曽根浄水場、鳩ヶ谷浄水場に給水資機材の備蓄を行う。

第３節　緊急輸送に対する備え

大規模災害時には、道路被害や道路上への障害物の散乱などにより、被災地域への救助・救急活動、緊急物資の輸送あるいは重症患者の後方医療機関への搬送などの応急活動に支障を来すおそれがある。

従って、緊急時の道路確保のために、あらかじめ指定した緊急輸送道路への的確な誘導が必要となる。

また、震災時には被害の広域化が予想されるため、公用車の確保や、水上輸送、空輸に備え、必要な船着場やヘリコプター臨時離着陸場を確保するなど、緊急輸送ネットワークの整備を検討する。

第１　陸上輸送に対する備え

市民生活部

１　交通規制体制の整備

災害時の交通規制に備え、平時より警察及び関係団体と協議・調整し、相互の情報提供及び災害時の役割分担の確認を行う。

理財部

２　車両の確保

災害時の車両使用に備え、平時より各部の所有する公用車の状態を把握し、定期的なメンテナンスを行う。

また、車両が不足する場合に備え、協定を締結している次の事業者に対し、保有車両台数の確認を行い、災害時の輸送体制に関する協議を行う。

＜表－輸送車両確保に関する応援協定締結事業者＞

名　　称	連絡先
埼玉県トラック協会川口支部	048-285-1430
(一社)川口市建設協会	048-430-7201
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部	048-684-1581
川口郵便局	048-222-4428
川口北郵便局	048-261-2237
鳩ヶ谷郵便局	048-282-0147

第２　水上輸送、空輸に対する備え

総務部
建設部

１　水上輸送体制の整備

河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点として、緊急用船着場を利用することとし、緊急用船着場における市街地へのアクセス道路の整備を推進する。

また、災害時の船舶借り上げについては、関係事業者と協定を締結する。

＜表－総合水防ステーション＞

施設名	所在地
芝川マリーナ	弥平 3-12-8
川口緊急用船着場	舟戸町

２　空輸体制の整備

教育総務部
学校教育部

本市における臨時離着陸場は、以下の表のとおりである。これら臨時離着陸場については、周囲の建物や敷地の変化に留意し、毎年見直しを行う。

見直しの際には、発着場の面積、周囲の障害物、離着陸時の風圧などを考慮して、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中から、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定する。

＜表－ヘリコプター臨時離着陸場＞

施設名	所在地
川口市青木町公園総合運動場	西青木 4-8-1
川口市立西中学校（グラウンド）	宮町 16-1
三領運動場	荒川町 4697
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校（グラウンド）	里 225-1

第４節　環境衛生に対する備え

第１　遺体の火葬に対する備え

保健部

１　資材の確保

市は、災害時に棺、ドライアイス等の火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他市区町村との協定を締結するなどの事前対策を実施する。

２　遺体安置所の整備

市民生活部
福祉部
教育総務部

大規模な災害時には死者が多発し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、あらかじめ次の施設を候補として、一時的に遺体を安置できるよう資材などを備蓄するとともに、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

＜表－遺体安置場所＞

施設名	所在地	連絡先
体育武道センター	西青木 5-3-4	048-251-9227
戸塚体育館	戸塚南 2-12-18	048-295-1808
根岸体育館	安行領根岸 128	048-281-6123
鳩ヶ谷スポーツセンター	三ツ和 3-21-1	048-283-1381

保健部

３　火葬能力の確保

市は、災害時の火葬能力の確保のため、市内葬祭業者等と協定を締結し、迅速に火葬が行えるよう努める。

第２　防疫・衛生に対する備え

保健部

１　防疫体制の整備

市は、災害時において迅速な防疫活動ができるよう、防疫活動計画を策定して防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成するなどの対策を講じる。

保健部

２　防疫用薬剤及び資機材の整備

市は、災害時の防疫活動に必要な消毒機材の整備及び薬剤の確保に努める。
また、職員に対し機材・薬剤の使用方法について周知徹底を図る。

第３　し尿処理に対する備え

被害想定では、震災により約２万３千人が下水道の機能支障による影響を受けると想定している。また、罹災者は約２万人と想定されており、避難所における仮設トイレや簡易トイレの配置も重要な課題である。
災害時においても適正な処理を実施するため、平時より以下の施策を実施する。

危機管理部

１　災害用組立トイレの確保

地域別の機能支障人口及び罹災者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、各地域の防災倉庫に組立トイレ（障害者用を含む）を確保する。
また、組立トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討する。

危機管理部
自主防災組織

２　素掘用資材の整備

災害用組立トイレの整備と平行して素掘用資材の整備を推進するため、今後素掘用応急トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

上下水道局

３　災害用マンホールトイレの整備

避難所等に仮設トイレとして利用できるよう災害用マンホールトイレを整備する。

危機管理部

４　防災井戸の整備

避難所において、災害により断水が発生している際にトイレを利用するための水源を確保することを目的とし、学校の敷地内に防災井戸を設置する。

５　し尿処理対策

環境部

（１）し尿処理施設の機能確保

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を進める。
また、被害想定の見直し等により、発生する想定量が変動する場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

環境部

（２）収集体制の確保

災害時には、通常時の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。

そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内汲取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるように努める。

（３）広域処理体制の確保　環境部

し尿処理施設の破損、処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内汲取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保に努める。

第４　廃棄物処理に対する備え　環境部

１　災害廃棄物処理計画の策定

被害想定では、地震による建物倒壊で発生する災害廃棄物を最大で約 147 万㎥、火災により発生する災害廃棄物を最大で約 9,500 ㎥、洪水被害による災害廃棄物を約 8 万 6 千ｔと想定しており、また、平常時と同様に排出される一般廃棄物についても併せて処理する必要がある。

これらの廃棄物の処理を円滑に行うため、平成 27 年 3 月に「川口市災害廃棄物処理計画」を改訂したが、今後も必要な見直しを行う。

なお、本項における廃棄物に関する用語の定義は、以下のとおりである。

（廃棄物関連用語の定義）

災害廃棄物	災害により全壊、半壊、流失などした家屋の解体撤去などに伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物で、市が処理する廃棄物
ごみ	災害により発生した一般ごみ及び粗大ごみ並びに資源物

２　災害廃棄物処理対策

（１）災害廃棄物処理の推進と調整　環境部

地域防災計画の改訂後、災害廃棄物の処理・処分に関する計画である「災害廃棄物処理計画」の見直しを行う。また、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支援要綱や、同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと連携を図る。

（２）一時保管場所の確保　環境部

災害時において発生する倒壊建物などからのがれきは、一時保管場所に搬入する必要があるため、市では公有地の活用を検討する。

災害廃棄物の発生量予測を踏まえ、一時保管場所として、民有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

所管間協議では、次の場所を災害廃棄物の一時保管場所候補としている。

・オートレース場駐車場の一部
・グリーンセンター駐車場の一部

環境部

３　ごみ処理対策

（１）一時保管場所の確保

災害時には処理施設の能力を超えるごみの排出が予想されるため、一時保管場所を確保する。一時保管場所を選定する際には、交通の利便性や生活環境、作業スペースなどを十分考慮する。

「川口市災害廃棄物処理計画」では、次の場所を一般廃棄物の一時保管場所としている。

・戸塚環境センター内の破砕ストックヤード
・朝日環境センター内北側駐車場
・リサイクルプラザ南ストックヤード
・鳩ヶ谷衛生センター内

環境部

（２）分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

環境部

（３）広域処理体制の確立

ごみ処理施設の処理能力を超える量のごみが排出された場合に備えて、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと協議を行い、協力体制を確立しておく。

４　放射性物質に汚染された一般廃棄物の処理

市内で放射性物質に汚染された一般廃棄物が発生した場合に備え、国、県、関係機関等と連携した適正な処理に必要な措置が講じられるよう検討を進める。

第５節　住宅の確保に対する備え

第１　被災住宅などの応急措置体制の整備

都市計画部

１　被災住宅などの応急措置体制の整備

建築物の応急危険度判定、被災度区分判定及び被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、二次災害により倒壊のおそれのある建物などによる事故防止のための住民への広報活動などを行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

また、庁内で応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得を奨励し、判定士の確保に努める。

都市計画部

２　応急危険度判定用資材の整備

現在、建築物の応急危険度判定に使用する、「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」を第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、芝支所及び戸塚公民館に備蓄している。また、第一本庁舎及び鳩ヶ谷庁舎にヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄している。

今後は備蓄品の拡充、メンテナンスを行うとともに、使用方法の習熟を図る。

建設部

３　応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努め、不足する場合に備え、市内建設業者との資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

４　関係機関との協力体制の確立

建設部

一般社団法人 川口市建設協会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

５　災害による住家の被害認定体制の確立

都市計画部
理財部

被害家屋調査の実施に備え、必要備品、地図などの携行品を確保するとともに、ボランティア調査員（民間建築士など）の確保のための体制整備に努める。

第２　応急仮設住宅建設体制の整備

１　用地の確保

（１）応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。適正な用地の選定基準を、以下に示す。

① ガス、水道、電気など供給施設の敷設可能な場所
② 交通機関、教育機関など社会施設の便利な場所
③ 保健衛生上適当な場所
④ できる限り住居地域と隔離していない場所

（２）応急仮設住宅建設候補地の選定

危機管理部
理財部
建設部
都市計画部

応急仮設住宅建設候補地の選定については、前項の基準に従い市の公有地及び建設可能な私有地の中から必要用地を選定する。

なお、被害が大規模な場合、想定以上の応急仮設住宅が必要とされる場合もあることから、できる限り多くの用地確保に努めるものとする。

現在は、芝スポーツセンター、東スポーツセンター、北スポーツセンター、新郷スポーツセンター、安行スポーツセンター、戸塚スポーツセンターの多目的グラウンド、戸塚榎戸公園、前田西公園、辻公園、芝第２グラウンド、稲荷丸運動広場、神根運動場の１２か所を候補地として選定している。

２　応急仮設住宅設置計画の策定

理財部
建設部
都市計画部

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

① 応急仮設住宅の着工時期
② 応急仮設住宅の入居基準
③ 応急仮設住宅の管理
④ 避難行動要支援者に対する配慮

３　関係機関との協力体制の確立

理財部
建設部
都市計画部

プレハブ建築協会や市内の建設業者などと協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

第６節　広報・広聴活動に対する備え

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るためには、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。従って、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう、平時から広報体制について整備する。

第１　広報体制の整備

危機管理部
市長室
福祉部

１　広報手段の整備

災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報を提供できるよう、防災行政無線、広報車、ハンドマイクなどの広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、広報紙など、他の広報手段に関しても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。

また聴覚障害者への情報提供にも配慮し、避難所での掲示物、防災情報メール配信サービスの活用についても検討する。

＜表ー参考：災害時の広報手段＞

緊急に伝達の必要があるもの（避難情報、火災防止指示等）	
	⇒　防災行政無線（サイレン含む）、広報車、現場での指示、自主防災組織による口頭伝達
一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）	
	⇒　防災行政無線、広報車、ヘリコプター（県に依頼）
時期または地域を限って行うもの	
	⇒　防災行政無線、広報車、現場での指示、ビラ、広告、自主防災組織による口頭伝達
被災地域外に対して行うもの	
	⇒　テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）、インターネット等

＜図ー参考：災害時の伝達系統＞

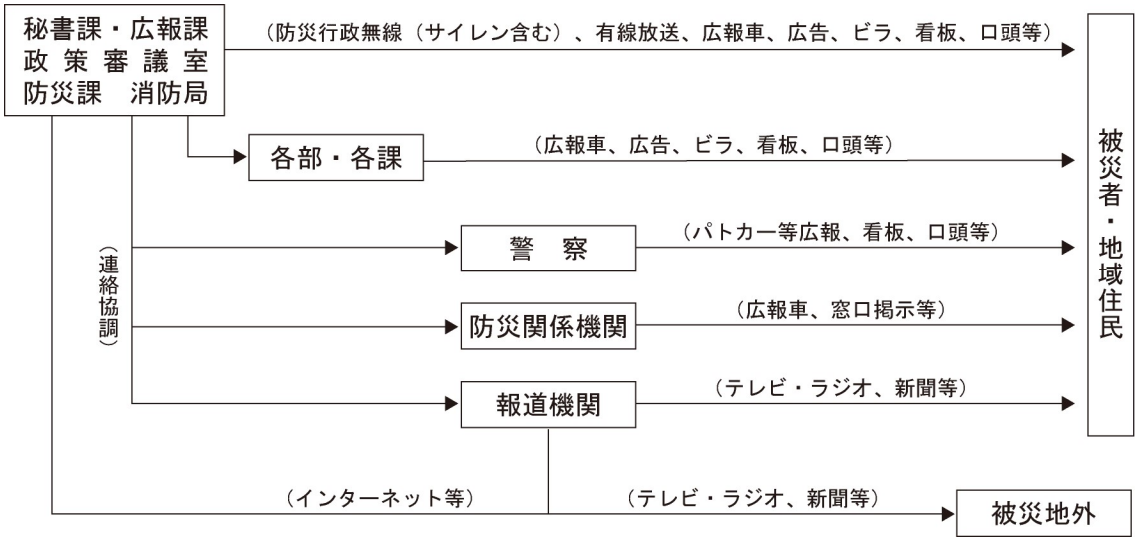

市長室

２　報道機関との連携

災害時における放送について、県と協議を行い、各報道機関への報道要請について要請手順、内容についての確認を行う。

３　避難所における広報体制の整備

市長室
福祉部
教育総務部
学校教育部

避難所における広報手段としては、校内放送、掲示板への掲示、広報紙、ビラなどの配布などが考えられる。

避難所における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段などについて検討するとともに、災害対策本部との情報伝達手段を確保するよう移動系防災行政無線を計画的に配置する。また、避難行動要支援者に配慮した広報手段についても検討する。

４　広報案文の作成

危機管理部
市長室

災害時、短い時間、様々な制約の中で効果的な広報活動を実施するため、平時から様々な状況を想定した広報案文を準備し、災害時に迅速かつ的確な広報活動を実施できるよう努める。

また、外国人への周知を図るため、本市に居住する外国人の使用言語に適した言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。

第２　広聴体制の整備

１　災害相談窓口設置の準備

市民生活部

災害時には、被災者及びその家族など、多くの市民から家族の消息、医療救護、ライフラインの状況などに関する問い合わせが殺到することが予想される。

こうした市民からの相談に対応するため、専用のコールセンターや庁舎、支所への災害相談窓口の設置について、必要備品や対応体制の確立などの準備を行う。

２　相談スタッフの確保

企画財政部
市民生活部
社会福祉協議会

災害時の相談は、安否確認など逼迫したもの、法律や融資など専門的なものに対し多くの相談が寄せられることが予想される。

そのため、警察や医療機関及び弁護士、司法書士や金融機関、ライフライン事業者などの関係機関、専門家に対し、災害時に相談スタッフとして加わってもらえるようあらかじめ協力依頼を行う。

また、外国人の相談に対応するため、各国語に対応した通翻訳ボランティアの確保に努める。

３　個別聴取の準備

市民生活部
保健部
経済部
社会福祉協議会

県地域防災計画によると、市は、被災者の要望を把握するため、災害時に個別聴取若しくはアンケート調査を実施することとなっている。

このため、市民から聴取する事項の整理や、アンケート用紙の作成などをあらかじめ行う。また、収集した情報の整理・分析手法についてもあらかじめ検討する。

第７節　文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒、学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

第１　応急教育に対する備え

１　市が行う災害対策

学校教育部

（１）学校防災マニュアルの策定に関する指導・助言

所管する学校に対し、災害時の教育活動の確保、学校の災害対策に関する内容を記載した、「学校防災マニュアル」の策定の指導を行う。また、マニュアルが随時学校や地域の実態に即したものになるよう、適宜見直し、改善の指導を行う。

学校教育部

（２）教材などの確保

現在市では、教材用品の調達及び配給の方法について、市内及び近隣の取次供給所（書店）5 か所における常時在庫、配送体制の確立を行い、適宜必要数を確保できる体制を確立している。

また、教材学用品については、一般、体育、音楽、家庭科など、市内及び近隣に店舗を有する市登録業者に協力を要請し、災害時の供給に備えている。

今後は、以上の業者との協力体制を一層強固にするべく、災害時の教材供給に関して協議・確認を適宜行い、協定を締結する。

２　学校長が行う災害対策

学校教育部

（１）学校防災マニュアルの策定

学校長は市の指導・助言のもと、学校の立地条件などを考慮した上、平時より災害時の学校防災マニュアルを策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

マニュアルの策定にあたっては、以下に示す学校長が行う災害発生時の対応に関する内容を十分考慮する。

＜学校長の災害発生時の対応＞

① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
② 災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備などの被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
③ 状況に応じ、市教育委員会と連絡を取り合い、臨時休業の措置の有無、あらかじめ定めてある児童の引き渡し方法、生徒の下校の方法を報告する。
④ 避難所担当職員と協力して、避難所の開設など災害対策を行い、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
⑤ 地域住民や地域自主防災組織との協力体制を確立する。
⑥ 各学校で準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
⑦ 児童・生徒などが被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関などへの連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
⑧ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症などの予防の万全を期する。

（２）学校防災マニュアルの周知徹底

学校長は、所属職員に対し学校防災マニュアルの内容を周知徹底し、災害時の円滑かつ迅速な活動が実現できるよう努める。

第２　応急保育に対する備え

１　防災計画の策定

子ども部

市は、災害時の保育活動の確保、保育所の災害対策に関する内容を記載した、防災計画の策定を行う。また、計画が随時保育所や地域の実態に即したものになるよう、適宜見直し・改善を行う。

防災計画は、以下の内容を考慮して策定し、職員に対して周知徹底を図る。

① 市の防災計画における保育所の位置づけを確認し、保育所の役割分担を明確にするとともに災害時の対応を検討する。
② 園児の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置並びに保護者などへの連絡方法を検討する。
③ 警察、消防署（団）との連絡体制・協力体制を確立する。
④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定める。
⑤ 残留園児、保護者のいない幼児・児童の保護についての対策を検討する。
⑥ 地域住民や地域自主防災組織との協力体制を確立する。

２　必要物資の確保

子ども部

災害時の保育活動に備え、粉ミルク、ほ乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着などの育児用品の必要数を把握し、備蓄を行う。

また、市内取扱業者と協定を締結し、調達体制を確立する。

第３　文化財の災害対策

有形文化財のほとんどは火災によって失われることが多い。そのため市は、指定文化財の所有者と協力して、以下の対策を実施する。

１　火災の予防

教育総務部
消防局

市は、指定文化財の所有者に対し、防火管理体制の強化に努めるよう、火気使用の制限などに関する指導を行う。また、火災報知設備及び非常警報設備、消火設備の整備を推進する。

２　防災知識の普及、防災訓練の実施

教育総務部
消防局

市は、指定文化財の所有者に対し、防災に関する広報活動を通じて防災知識の普及に努める。また、教育部局、消防部局、所有者の共同で防災訓練を実施し、災害時の活動が円滑に行えるように努める。

また、所有者の緊急連絡先を把握するとともに、防災訓練などの機会を通じて所有者と連絡体制について協議・確認を行う。

第５章　災害対応力の向上

市民や事業所の平時からの災害に対する備えと的確な災害時の対応が、減災の大きな力となる。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民との協働による防災体制の確立を図る。

第１節　地域防災力の充実強化

災害時に被害の防止または軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

そのため、自主防災組織、事業所などがそれぞれの役割を認識し、効果的な防災活動を行えるよう、それぞれの防災体制の充実・強化を図る。

第１　地域の自主防災体制の確立

本市の防災体制は逐次増強されつつあるが、その増強には自ら限界がある。従って、大規模災害発生時には市民も「自らの身は自らが守る」という認識のもとに活動する必要がある。特に、被害危険度が高いと想定されている本市においては、自主防災組織の充実・強化が、災害対策の推進上もっとも重要な課題であると言える。

そこで、自主防災組織、地区防災連合会の結成促進、防災リーダーの認定を行い、「わがまちの安全はわが手で守る」という連携共同の意識を啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制の推進を図る。

１　地域の防災組織の体制

本市における、市民及び事業所によって構成される地域の防災組織の体制は、以下の図のとおりである。

＜図－地域の防災組織体制＞

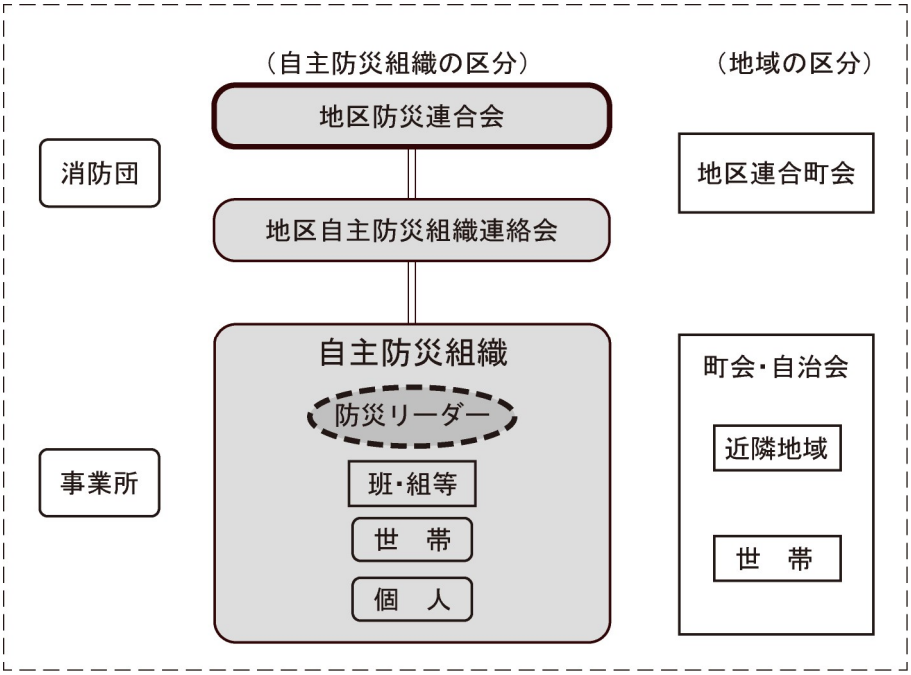

（１）地区防災連合会

地区連合町会の区域内の組織が、相互連携して防災活動にあたるために設けられた防災組織の集合体。

（２）自主防災組織

住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織で、町会または自治会を単位として結成されたもの。

（３）近隣地域（班・組）

回覧板を回覧する地域など住民の結びつきが強い地域において、自主的な防災活動を展開する単位。

（４）防災リーダー

町会・自治会の充実及び自主的な防災活動を展開することを目的に、市長が認定した者。

２　自主防災組織の充実強化

（１）自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じて、平時及び災害発生時において下記のとおり効果的な防災活動を行う。

＜表－自主防災組織の活動内容＞

平時の活動	防災知識の習得に努める
	地域住民への防災知識の普及活動
	地域の災害危険箇所の把握
	避難行動要支援者の把握
	災害時に備えた各種訓練の実施
	防災資機材等の整備
災害時の活動	負傷者の救出・救護活動
	出火の防止、初期消火活動
	避難行動要支援者の安否確認・避難支援
	被害状況の把握
	避難誘導活動
	避難所の開設や運営への協力 物資の調達や配布 他の組織への応援要請

（２）自主防災組織の編成・名称

① 組織の現況

本市では、昭和 59 年度より自主防災組織の結成支援、育成強化を行い、災害時における市と地域住民の協力体制づくりに努めている。

令和 3 年 4 月 1 日現在、232 町会・自治会中 229 町会・自治会（98.7%）で自主防災組織が結成され、地区連合会区域内の自主防災組織が相互に連合して、防災活動にあたっている。

組織の編成にあたっては、以下の点に留意している。

・既存のコミュニティである町会・自治会などを活用して結成する。
・昼夜間及び休日・平日などにおいても支障のないよう組織を編成する。
・地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

② 自主防災組織の編成

自主防災組織には、防災部長を置き、その下に活動班を編成し、活動班ごとに班長を定める。

危機管理部
消防局

（３）地域の自主防災組織の充実強化

① 活動の充実強化

以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図る。また、自主防災組織による地域防災活動を推進するとともに、各組織相互間の協力体制の確立を図る。

＜表一自主防災組織の指導育成方策＞

指導育成方策	取組内容
自主防災組織の結成の促進	市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報などを積極的に行うとともに、市民が防災組織をつくるために必要な資料などを提供する。
自主防災組織の育成・支援	防災機関などと連携を図り、リーダー育成の支援や自主防災組織の訓練への参加などに際し、適切な指導を行う。
活動のための環境整備	自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。

危機管理部

② 補助及び助成

組織を結成し、防災活動を実施する当該組織に対し、市は予算の範囲内において結成及び、資機材の整備、防災倉庫の整備、防災マップの整備、防災訓練等の活動に要する経費の一部を補助し、防災活動を助成する。

③ 災害補償

自主防災組織として、応急措置の業務に従事した場合や防災訓練に参加した際に負傷または死亡した場合に備えて、有事の際には災害補償制度を活用する。

危機管理部
消防局

（４）中高層集合住宅などの防災体制の充実強化

高層建築物（消防法第 8 条の 2 高さ 31mを超える建築物）や中層の大規模団地においては、人口が密集しているため災害時の被害程度が大きく、防災上の重要度の高い箇所であるといえる。特に本市においては、埼玉県の他市町村と比較しても中高層建築物が多く、中高層建築物における防災力の充実は急務といえる。

そのため市は、中高層集合住宅等の管理組合に対し、高層集合住宅の場合は棟ごとに、中層の大規模団地の場合は団地ごとに、自主防災組織を結成するよう、適宜指導・助言を行う。

また、地域の自主防災組織と同様に、防災組織の活動について指導・補助を行い、自主的な防災組織の育成指導を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を促進する。

さらに、各高層住宅・団地内の防災リーダーを中心として各階層ごと（回覧板の範囲など住民の結びつきが強い範囲）に１つの班・組を自主防災組織の下部の単位として組織することが望ましい。

３　地区防災連合会の結成促進

危機管理部
消防局

災害時相互に連携を図りながら防災活動に従事するため、連合町会区域を１単位として設ける。名称は〇〇地区防災連合会とする。

各地区防災連合会には会長を置くほか、消防団員または消防団など防災関係業務の経験者などから指導者を１～2 名委嘱する。

また、地区防災連合会ごとの活動拠点として、地区防災拠点となる各地区の公民館などを充て、平時の防災訓練、災害時の防災活動時には町会・自治会防災部の使用に供する。

防災資機材などの管理運用は、市の指導のもと地区防災連合会が行う。

４　防災リーダーの認定講習会

危機管理部
消防局

本市では、地域における災害時の応急活動や平時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成し、地域防災力の向上を図ることを目的として、「川口市防災リーダー認定講習」を実施している。

災害時においては、防災リーダーを中心として近隣地域単位による簡単な初期消火、救出救助、避難誘導、安否確認を実施することが期待される。

今後は防災リーダー認定制度の周知を図り防災リーダーの増員を図るとともに、防災訓練などの機会を通じてその育成に努める。

５　自主防災組織連絡会の設置

危機管理部
消防局

市と自主防災組織の連携を深め、相互の連絡調整を図るため自主防災組織連絡会を設置する。

また、地区における自主防災組織間の連携を深めるため、地区自主防災組織連絡会の設置に努める。

第２　事業所などの防災体制の充実強化

災害対策基本法における事業所の災害時の役割は、市長の実施する防災対策や活動に積極的に寄与すること、大規模地震対策特別措置法、消防法に基づき消防計画などを策定し、その中で自衛消防組織に関する事項を定め、事業所の防災体制を確立することとされている。

そこで、地域にあって事業活動を続ける地域社会の一員として、自らの建築物や財産、客や従業員の生命・身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力し、自衛消防組織を確立し強化する対策を推進するものとする。

１　一般事業所の防災体制

危機管理部
消防局

自衛消防組織の設置義務のない一般事業所に対しても、自衛消防組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」の作成・配布などの防災意識啓発活動や、組織整備及び避難計画の策定に関する支援・指導及び助成などを行う。組織の単位は事業所別もしくは事業所の立地する街区ごととし、その構成は地域の自主防災組織に準ずる。

また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化などの準備を行うよう指導する。

併せて、本市においては市外に勤務する市民が多く、昼間の地域の防災力は夜間に比べ低下することが想定される。そのため、事業所の防災組織に対し、地域住民の避難誘導や救援に関する協力体制の確立を目指し、地域の自主防災組織との連携を行えるよう、取りはからう。

危機管理部
消防局

２　集客施設の防災体制の充実強化

大規模店舗など不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、自衛消防組織の育成指導及び避難計画の策定に関する支援・指導を行う。なお、組織の構成は地域の自主防災組織に準ずるものとする。

また、事業所と同様、地域の自主防災組織との連携強化を図る。

施設所管部
保健部
学校教育部

３　公益施設の防災体制の充実強化

学校、病院、社会福祉施設などの公益施設の管理者に対し、自衛消防組織の育成指導及び避難計画の策定に関する支援・指導を行う。なお、組織の構成は地域の自主防災組織に準ずるものとする。

これら公益施設は、災害時に防災拠点として機能する施設が多いため、特に関係部局との連携が重要になる。従って、組織編成や避難計画策定時に十分協議を行うものとする。

また、事業所と同様、地域の自主防災組織との連携強化を図る。

危機管理部
消防局

４　危険物施設の防災体制の充実強化

危険物施設の管理者に対し、事故に関する予防規程などの制定や自衛消防組織の活動などに関する助言・指導を行い、防災活動の充実を図る。なお、組織の構成は地域の自主防災組織に準ずるものとし、事業所と同様、地域の自主防災組織との連携強化を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性などの特性を有しており、災害時には甚大な被害が予測される。被害の規模及び特殊性から、消防機関の活動には自ら限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界は広域的に防災組織を編成し、消防機関との協力体制を構築することが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施などに関する指導・助言を行い、育成・強化を図る。

第２節　防災教育の推進

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、地域社会の実情に即した災害予防教育、避難に関する学校教育・社会教育などを徹底するため、次のとおり防災教育を行う。

第１　防災・減災知識普及計画

危機管理部

１　防災・減災知識の普及内容

市及び公共的団体の職員並びに市民に対し、市民・自主防災組織・事業所のそれぞれの責務を周知徹底し、また、以下の内容に関する知識の普及に努める。

① 防災の種別、特性、一般的知識
② 災害対策基本法及び関連法の趣旨
③ 災害時における心得
④ 防災計画の概要
⑤ 被害報告及び避難方法
⑥ 過去の災害の状況

⑦ 災害復旧時の生活確保に関する知識
⑧ 避難所の区分と役割について

２　防災知識の普及方法

危機管理部
市長室

防災に関する知識、市民・自主防災組織・事業所の責務を普及させるため、「広報かわぐち」において防災記事の掲載や防災パンフレットの作成などを行い、知識の普及を図る。
また、その他にも次の手法を活用し、知識普及に努める。

① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど
② 映画、スライドの制作利用
③ 立て看板、懸垂幕、横断幕などの掲示
④ 講習会、講演会、座談会などの開催

第２　市民に対する防災教育

１　学校における防災教育

学校教育部

安全教育の一環として、学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、学校防災マニュアルに基づき、児童生徒の学年に応じた指導を行う。

（１）学校行事としての防災教育

防災意識の全体的な高揚を図るため、災害を想定した避難訓練などを実施する。また、防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催しなどの見学を行う。

（２）教科などによる防災教育

学校の副読本などを通じ地震や火災、台風などの災害の被害について学習する。また現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険、トリアージ（傷病の程度に応じた治療の優先区分）意義について教育を行う。

（３）教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害発生時に特に留意する事項について研修を行う。
また、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

２　社会教育における防災教育

危機管理部
消防局

市は、関係機関、団体などと連携して、もしくは市単独で、職場、一般社会人を対象として、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演などにより防災意識の向上を図る。
また、現在市では、本所都民防災教育センター（東京都墨田区）など、防災に関する学習や体験ができる施設における体験学習の実施、その施設の紹介などを行い、市民の防災教育の一助としている。

危機管理部
消防局

３　防災リーダーに対する防災教育、研修

各地域の防災リーダーに対し、基礎的な応急救護、初期消火、避難誘導などに関する知識の普及を図る。

また、自主防災組織のリーダーに対しては、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容などの知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学などを実施して防災に対する様々な知識、防災用資機材の使用方法などの普及を図る。

危機管理部
市民生活部
社会福祉協議会

４　ボランティアに対する教育

ボランティアを行うときやボランティアを必要とする時の心構えや注意事項など、災害時におけるボランティアに関する役割について教育を行う。

第３　防災対策要員に対する防災教育

１　市職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。このため、危機管理部は以下に示すような防災教育を、それぞれ関係する課に対して行う。

市は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究などに基づく講習会の開催及び災害関係法令などに対する研修会を実施するなど、防災教育の向上に努める。

危機管理部
全部局

（１）災害対策マニュアルの作成

災害時の各部各課の活動が円滑に行えるよう、地域防災計画で定められた役割に関するマニュアルを、災害対策本部体制時の班単位で作成する。またマニュアルの内容に関して、関係する部局間で調整を行う。

危機管理部においては、各部各課のマニュアル作成及び部局間の調整にあたって、適宜助言・指導を行う。

危機管理部
全部局

（２）危機管理・防災ハンドブックの作成

危機管理部においては、災害発生直後に各職員が状況の変化に応じて的確に対応できるよう、災害対策マニュアルの内容を簡便にまとめた危機管理・防災ハンドブックのフォーマットを作成する。なお、ハンドブックは各職員が携帯できるような体裁で作成する。

各部各課においては、災害対策本部体制時の班単位でフォーマットに基づきそれぞれの役割に応じた以下の内容を記載する。

① 初動参集
② 参集途上の情報収集
③ 災害時における各班（課）、各職員の役割
④ 災害時における体制（動員・連絡体制など）
⑤ 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト
⑥ 個人別覚書
⑦ 救急医療に関する基礎知識

ハンドブックは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直しなどの状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

（３）現地訓練の実施　　全部局

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

（４）研修会及び講演会などの実施　　危機管理部

学識経験者、防災関係機関の担当者などを、講師または指導者として研修会及び講演会などを実施する。

（５）防災機器操作の習熟　　危機管理部

防災情報の収集伝達機器など、全職員に共通する災害活動に必要な機器の基本操作に関する研修を実施する。

第４　事業所などに対する防災教育・指導

１　事業所などの防災教育　　危機管理部 消防局

事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な助言・指導を行う。

２　防災上重要な施設における防災教育

（１）病院及び社会福祉施設における防災教育　　施設所管部 保健部 医療センター 消防局

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性がある。平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練など、十分な教育、訓練活動を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練などにより、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。

（２）その他不特定多数が集まる施設における防災教育　　危機管理部 消防局

大規模小売店及びレクリエーション施設など、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。

（３）危険物施設に対する指導　　危機管理部 消防局

災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者などが当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出・爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

② 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握などの応急点検を実施する。

③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷など異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去など適切な処置を行う。

④ 災害発生時の応急活動

危険物施設に損傷などが発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤などを十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出の防止措置を行う。

⑤ 防災関係機関への通報

災害を発見した場合には、速やかに消防、警察など防災関係機関に通報し状況を報告する。

⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察など防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報などの措置を行う。

危機管理部
消防局
保健部

（４）毒物及び劇物などの施設に対する指導

毒物及び劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に抑えるため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

① 保健所、警察、消防など関係機関への届出
② 毒物及び劇物の流出などの防止措置及び中和などの除害措置
③ 災害を免れた貯蔵設備などの応急点検及び必要な災害防止措置
④ 毒物及び劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火などの応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保など活動体制の確立
⑤ 緊急連絡など情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立

第３節　防災訓練の実施

大規模災害発生時に応急対策活動が円滑に行われるためには、平時から防災訓練を実施し、震災に備えておく必要がある。

このため、市をはじめとする各防災関係機関は、防災実務の習熟と、実践的能力の向上に努めるとともに、より実効性のある訓練、また、住民との協力体制の確立に重点を置いた訓練を実施し、合わせて防災思想の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

第１　訓練の種別

全部局

１　県が実施する訓練

首都圏に大きな被害を及ぼす地震の発生を想定し、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけ、実践的な各種訓練を総合的に実施して、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

２　市及び防災関係機関が実施する訓練

市及び防災関係機関は、市の防災能力の向上、防災知識の習得などを目的として、以下の訓練を行う。

なお、実施にあたっては市民、自主防災組織、事業所などと連携して訓練を行い、訓練の効果を向上させる。

（１）総合防災訓練

全部局

市においては、震度６以上の大地震を想定し、市、近隣市・区、防災関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施して各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、それぞれが与えられた役割の確認と防災意識の高揚を図る。

（２）避難訓練

全部局

立ち退きの指示、避難誘導、安否確認など、災害時の状況を想定して、訓練を実施する。

なお、避難訓練は防災訓練の中でもっとも基本的かつ効果的な訓練であることから、自分の身体を守るシェイクアウト訓練（自主参加型一斉防災行動訓練）等と平行して行う。

（３）学校、病院及び社会福祉施設などの訓練

福祉部
子ども部
保健部
学校教育部

幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者などの要配慮者に対し、災害時に適切な対応ができるよう、避難誘導、安否確認、移送などの訓練を実施する。訓練に際しては、自主防災組織、地域住民、ボランティアなどの協力を得て実施する。

（４）非常参集訓練

全部局

市及び各防災関係機関は、迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。

訓練は、災害がいつ何時発生するかわからないことを考慮し、開庁時のみならず夜間、休日などの閉庁時においても実施する。

（５）情報収集伝達訓練

全部局

各防災関係機関、自主防災組織と協力して、災害時の情報収集、判断、伝達など、意思決定のための訓練を実施する。

（６）緊急交通路確保訓練

危機管理部
市民生活部
建設部

警察、消防と協力して、緊急輸送道路を確認するとともに、緊急車両が通行可能な交通路を確保するための訓練を実施する。

３　小中学校などで行う訓練

危機管理部
学校教育部
消防局

学校などの施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、職員及び児童・生徒が非常災害に対して臨機応変の処置がとれるよう、あらかじめ各種状況の想定のもとに避難訓練を実施する。また、消防など関係機関や保護者、地域住民の協力を得ながら行うことが望ましい。

実施にあたっては、避難経路の確認、避難方法・非常時の注意事項の習熟などを目的として、実践的な訓練を行う。

なお、生徒・児童の学年、発達段階に応じた指導を行うものとする。

危機管理部
消防局

4　自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。また、中高層住宅や大規模団地、密集市街地などにおいては、それぞれの地域特性に応じた訓練内容となるよう工夫する。

なお、自主防災組織などから指導協力の要請を受けた市及び防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織などの活動を支援する。

危機管理部
消防局

5　中高層集合住宅での訓練

防災訓練の理想は、住民による住民のための「防災」であり、中高層住宅においても、管理組合を主体とする訓練ではなく、中高層住宅の自治会を中心として行うことが望ましい。

しかし現実には、中高層住宅における自治会活動には差異があり、実際の防災機能を期待することが難しい中高層住宅も多い。その場合には実体性のある管理組合の人的資源や防火管理者の実施する避難訓練などの機会を最大限に活用する。

なお、管理組合と自治会とが協力して防災活動を実施していくことも重要であることから、今後とも、中高層住宅における自治会自主防災組織を育成するとともに、近隣の中高層集合住宅や地域の町会・自治会との合同防災訓練等の実施を促し、地域を含めた防災体制の強化に努める。

危機管理部
消防局

6　市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭内での防災会議の実施などの防災行動を継続的に実施する。

危機管理部
福祉部

7　避難行動要支援者の訓練

市は、市民、団体、企業などが行う避難行動要支援者の避難誘導、災害時の帰宅訓練などの自発的訓練に対し、社会福祉協議会と協力して資料や情報の提供など、必要な支援を行う。

また、福祉施設従業者は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を定期的に実施し、災害時の行動が習熟されるまで継続する。

危機管理部
消防局

8　事業所の訓練

病院、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者に対して、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施するよう働きかける。

また、一般事業所など消防法に規定のない事業者に関しても、自主的な訓練を行うよう働きかける。

併せて、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加するよう働きかける。

第２ 訓練の検証

防災訓練の実施にあたり、実際の災害を想定して計画を立て、災害の流れに併せて実施し、訓練が終了した後にはその評価及び検証を行う。

また、評価及び検証は訓練に携わった機関の間で共有し、問題意識の共有に役立てる。

１　評価及び検証の方法

危機管理部
企画財政部

訓練後の意見交換会や、アンケート調査及び分析などを行い、訓練の検証を実施する。

２　検証の反映

危機管理部

評価及び検証を受け、評価すべき点、課題となった点を整理し、次期の訓練計画に反映する。また、地域防災計画の改定に際しても、それらの結果を反映させる。

第３部　災害時受援計画及び応援計画

大規模な災害が発生した場合には、本市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があり、国、県、他自治体、民間団体等からの人的支援、物資や資機材等の支援が必要であるが、受入れの準備態勢が整わない状態では効果が半減してしまう。ここでは、これらの支援が円滑に受け入れられ、活用されるよう、受援計画を定める。

阪神・淡路大震災や東日本大震災といった、大規模で広域的な災害に対しては、全国各地、さらに世界各地からも応援があった。

本市も、緊急消防援助隊や DMAT の派遣をはじめ、被災地での給水活動、緊急支援物資の搬送を行うとともに、原子力発電所の事故で福島から避難した住民に避難所を開設した。

今後も、市外で大規模な災害が起きた場合、応援を必要とする可能性が高いことから、これら応援が、迅速かつ的確に行うための計画を定める。

第１章　災害時受援計画

第１節　国からの支援受入れ

第１　受入れ体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有している。そのため市は、埼玉県との相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

国が行う活動は以下のとおりである。

（１）自衛隊の災害派遣
（２）警察の広域緊急援助隊
（３）消防の緊急消防援助隊
（４）医療の広域医療支援
（５）その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

第２　市が行う活動

１　埼玉県への支援要請

市は、国からの支援を必要とする場合、埼玉県に支援を要請する。

（１）自衛隊への災害派遣要請
（２）警察への広域緊急援助隊の派遣要請
（３）消防への緊急消防援助隊の派遣要請

２　受入れ体制の整備

（１）情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
（２）応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定

３　支援受入れの対応

（１）受入れ窓口の設置
（２）支援の範囲又は区域の選定
（３）担当業務の伝達
（４）支援の内容の伝達

なお、受入れが長期にわたる場合、本市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市・区との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。

また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

第２節　地方公共団体からの支援受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れるための対策をあらかじめ定める。

第１　受入れ体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び本市が連携し、体制を確立する。

１　受け入れる支援体制の種類

（１）法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ

（２）全国市長会からの支援受入れ

（３）協定等に基づく都道府県、市・区町村、企業からの支援受入れ

２　受け入れる支援の種類

（１）災害救助に関連する業務

例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等

（２）医療支援に関連する業務

救助第３部
基幹災害拠点病院部

ア　救護所

日赤救護班等の受入れ及び活動支援

イ　基幹災害拠点病院

自衛隊（医療）、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の受入れ及び活動支援

（３）被災生活の支援等に関連する業務

例：物資の支援、応急危険度判定等

（４）災害復旧・復興に関連する業務

例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉

第２　市が行う対策

渉外部

１　受入れ体制の整備

受入れ窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

（１）情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制

（２）他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有

（３）他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

２　受入れ対応　　渉外部

（１）受入れ窓口の設置
（２）受け入れる支援の範囲、区域の選定
（３）担当業務の伝達
（４）受け入れる支援の内容の伝達
（５）輸送手段及び輸送路の確保
（６）応援隊宿舎の確保
（７）支援物資集積拠点の開設及び配送計画

なお、市は他の公共団体等と災害時の活動に関する相互応援協定を締結しており、災害時の応援要請手続き円滑化のために、覚書や協定書において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

また、資機材の提供に関する協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく。

３　広域避難への対応　　渉外部

本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定を締結しておく。

さらに、避難における移動手段等の各種支援についても検討しておくものとする。

第３節　ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

第１　ボランティア受入れ体制の確立

市は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、社会福祉協議会及び協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション）、日本赤十字社埼玉県支部、県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立する。

１　構成機関と連携　　情報収集部　社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの運営は、災害ボランティア登録者やボランティア団体等の協力の下に、社会福祉協議会が行う。市は、市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援団体や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

２　ボランティアの種別　　情報収集部　社会福祉協議会　全部

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、各部・関係団体等は専門家による災害救援専門ボランティアを編成し、災

害時の人員不足に備える。ただし、受入れにあたっては、医療機関においては、感染予防・感染拡大防止等のため、麻しん・結核等感染症の抗体価の明示を求める。

第２　災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営については、次のとおりとする。

情報収集部
社会福祉協議会

１　災害ボランティアセンターの設置・運営

市は、社会福祉協議会と連携を図り、市災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは青木会館とし、被害の大きい地域付近に設置する「サテライト」をイイナパーク及び東スポーツセンターとする。なお、必要に応じて市内の公民館・支所に設置される地区防災拠点を予定し、情報提供や必要な支援を行う。

市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティア登録者やボランティア団体等の支援を受け、運営を行う。

第４節　公共的団体からの支援受入れ

大規模な地震災害・風水害・その他災害等の大災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

第１　受入れ体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、団体の取組み等を支援・指導するとともに、相互の連絡を密にすることで災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整える。

渉外部
救助第１部
救助第２部
救助第３部
食料部
土木施設部
文教第１部

１　本市が行う対策

市内の団体または所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を結ぶなどその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

２　公共的団体と活動

（１）公共的団体

医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所等商工関係団体、建設・工事関係団体、生活協同組合、青少年団体、婦人会等

（２）求められる公共団体の協力活動

これらの団体が行う活動、協力業務は以下のとおりである。

① 異常現象、危険な場所などを発見したときに関係機関へ連絡すること
② 災害発生時における広報などに協力すること
③ 避難誘導及び避難場所内での救援に協力すること
④ 被災者の救助業務に協力すること
⑤ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること

⑥ 被害状況の調査に協力すること
⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

第５節　店舗など事業者との協力

第１　事業者との応援協力協定の締結

渉外部
救助第１部
救助第２部
救助第３部
食料部
土木施設部

大規模災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

第２　埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度

県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。本市においては、県の協力のもと、登録企業と平時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について協定締結に努める。

１「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要
① 県は、災害時に県内の地域と協力して、防災活動などを実施する県内外の企業などの登録を受け付ける。
② 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業などとの間で防災協定などを締結するよう指導する。
③ 県は、登録企業及び登録した活動内容をホームページなどにより広く広報する。
④ 県は、登録した企業などに対し、防災に関する研修会を実施する。
⑤ 登録企業などは、地域との防災協定などを締結するよう努める。
⑥ 登録企業などは、防災に関する研修会への参加などにより、従業員に対する防災知識の普及に努める。
⑦ 登録企業などは、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供など、事前に登録した活動を地域の要請または、自主的・自発的に実施する。
⑧ この制度により、災害時に実施した登録企業などの活動に係る費用は、登録企業などが負担する。

第２章 災害応援計画

第１節 災害応援の基本的考え方

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第 67 条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援会議を設置し、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復旧・復興活動を的確に支援することにより、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第２節 災害応援の準備

第１　災害情報の収集

危機管理部
企画財政部
総務部

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や避難場所・各避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

第２　被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

（１）災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断したとき。
（２）市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害等の被害が発生したとき。

第３　被災地支援対策会議の組織・運営

危機管理部
市長室
企画財政部
総務部

（１）被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定するもの及び関係する部局長で組織する。
（２）会議は、副市長が座長となる。
（３）被災地支援対策会議に関する事務は、危機管理部が所管する。
（４）被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。
（５）支援対策会議の組織及び運営については、別に定めるマニュアルによる。
（６）被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

第４　被災地支援対策会議の解散

危機管理部

座長は、次の全てに該当する場合は、支援対策会議を解散する。
（１）市域外において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれがなくなったとき。
（２）災害応援活動の必要がなくなったとき。

第５　支援対策会議の協議事項

危機管理部

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。
（１）被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
（２）関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
（３）支援（応援）内容の決定
（４）支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
（５）支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

第６　各部における災害応援活動の準備

危機管理部
全部局

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に各部が行う支援の内容は、原則として本市の「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。この場合、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も検討する。

第３節　災害応援活動の展開

第１　応援部隊の派遣等

危機管理部
企画財政部
総務部
消防局

１　被災地からの応援要請

被災地において消防活動に関する支援の必要があり、当該市町村長又は消防庁長官並びに埼玉県知事から応援部隊の出動の要請又は出動の求め又は指示があるときは、速やかに応援部隊を被災地に派遣する。

危機管理部
企画財政部
総務部
消防局

２　応援部隊等の派遣

応援部隊の派遣については、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成 16 年消防震第 19 号）等に基づき派遣する。

危機管理部
企画財政部
総務部
消防局

３　長期派遣に係る留意事項

東日本大震災の事例では、行方不明者の捜索等が長期にわたることもあることから、隊員の体調管理やメンタルケア等の健康管理や個人的事情に十分配慮した上で、長期的に持続可能な派遣手法等についても検討し、有効かつ無理のない効率的な支援の継続を検討する。

第２　医療救護班の派遣等

危機管理部
企画財政部
総務部
福祉部
保健部
医療センター

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があったときは、速やかに保健部等を中心に医療救護班を組織し派遣する。

原則としては、応急時の緊急医療・救護に対応することが主な活動となり、数日～数週間程度の派遣となる。しかし、東日本大震災の事例では、数か月の長期にわたる支援が必要になることもあることから、そのような場合の実行可能な支援方法も検討する。

さらに、後方医療支援に加え、被災病院・療養所からの患者の受入れ等も必要となり、これについても長期間にわたる場合を想定して検討しておく必要がある。

また、高齢者や障害者などの長距離避難や長期間の避難所生活の付き添いなどについては、体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮するため、介護ボランティア等の派遣も可能な範囲で行うものとする。

第３　支援物資の確保・搬送

危機管理部
企画財政部
総務部
理財部

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。また、一般市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

第４　災害応援活動の広報

危機管理部
市長室
企画財政部
市民生活部
理財部

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人のボランティア活動は自己完結型で行う、支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する、支援を受ける側の心情を配慮する等の各支援における留意事項についても広報し、市民の支援活動についての知識の普及・啓発を図る。

第５　義援金等の募集

危機管理部
市長室
総務部
出納部

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧･復興のために緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

第６　職員の派遣

危機管理部
総務部

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も考えられる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

第７　民間ボランティアの派遣

危機管理部
市民生活部
社会福祉協議会

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

第８　行政事務の支援

危機管理部
総務部
全部局

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

第９　災害廃棄物の受入れ等

危機管理部
環境部

災害時に、がれきや避難場所・各避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域だけでは処理ができない場合がある。

市は、これらのがれき等災害廃棄物について、被災地域等から要請があった場合は、可能な範囲での受入れを検討する。

第 10　派遣従事者のメンタルケア等

危機管理部
総務部

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第４節　相互応援協定の発動

危機管理部
企画財政部
総務部

中核市などとの間で締結している災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

第５節　被災者の生活支援

危機管理部
理財部
福祉部
子ども部
経済部
都市計画部
保健部
学校教育部

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設における高齢者・障害者などの被災者の受入れ、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第１原子力発電所の事故の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく必要がある。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処していくものとする。

第４部　災害復旧・復興計画

第１章　総合的な復旧・復興計画

第１節　災害復旧計画の方針

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所轄する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。　各部

復旧事業計画の確立に当たっては、被災原因・被災状況などを的確に把握し、再度の被害の発生防止を目標に、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を策定する。

第２節　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業
② 農林水産業施設災害復旧事業
③ 都市災害復旧事業
④ 上下水道災害復旧事業
⑤ 住宅災害復旧事業
⑥ 社会福祉施設災害復旧事業
⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
⑧ 学校教育施設災害復旧事業
⑨ 社会教育施設災害復旧事業
⑩ 復旧上必要な金融その他の資金
⑪ その他の事業

第１　復旧事業の方針

関係部局は、次の復旧工事の方針に基づき、復旧事業の早期実施、期間短縮など迅速かつ円滑な復旧工事が行われるよう努める。

１　復旧事業実施体制　各部

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関などは、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣など活動体制について、必要な措置をとるものとする。

２　災害復旧事業計画　各部

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、復旧事業の実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

各部

３　緊急査定の促進

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

各部

４　復旧事業の促進

復旧事業を決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第２　災害復旧事業に伴う財政援助

関係部局は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業は、次のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
③ 公営住宅法
④ 土地区画整理法
⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
⑦ 予防接種法
⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する
⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急・復旧を実施するため、激甚法による助成援助などを受けるための手続きを速やかに行う。

統括部

第１　激甚災害指定の流れ

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、それを受け知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法53条）。

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ、激甚災害として指定し、その災害に

対してとるべき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

第２　激甚災害指定基準

１　激甚災害指定基準

「激甚災害指定基準」は、中央防災会議で決定されたものであり、国が特別の財政援助を行う必要がある事業の種類別に定めている。

２　局地激甚災害指定基準

「局地激甚災害指定基準」についても、中央防災会議で決定された基準であり、災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するための基準である。

第３　激甚災害に関する調査

統括部
総務部

県は市の被害状況を検討のうえ、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査などについて協力する。

第４　特別財政援助額の交付手続きなど

各部

市長は、激甚対策の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

１ 財政支援措置の対象

（１）公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業
② 公共土木施設復旧事業関連事業
③ 公立学校施設災害復旧事業
④ 公営住宅災害復旧事業
⑤ 生活保護施設災害復旧事業
⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
⑧ 身体障害者更正援助施設災害復旧事業
⑨ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
⑩ 女性保護施設災害復旧事業
⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
⑫ 感染症予防事業
⑬ 堆積土砂排除事業
⑭ たん水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等にかかわる補助の特別措置
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③ 開拓者などの施設の災害復旧事業に対する補助
④ 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤ 森林組合などの行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥ 土地改良区などの行うたん水排除事業に対する補助
⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
② 事業協同組合などの施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③ 日本私学振興財団の業務の特例
④ 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
⑤ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑥ 水防資材費の補助の特例
⑦ 罹災公営住宅建設資金の特例
⑧ 産業労働者住宅建設資金の特例
⑨ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
⑩ 雇用保険法第１０条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給

２　特別財政援助額の交付手続きなど

激甚災害の指定を受けたとき、市は特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第４節　災害復興

被災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造などをより良いものに改変する、より安全なまちにするための新たな整備を実施することである。

市は復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第１　災害復興計画の基本的な考え方

災害復興計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況を的確に把握し、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、復興に向けた具体的なまちづくりビジョンの明確化が必要となる。

災害復興計画は、災害後において、災害に強いまちづくりを実現するための基本計画となるものであり、市総合計画や都市計画基本方針など関連計画との整合を図ったうえで策定する。

第２　災害復興計画推進のための課題

発災後は、直ちに復興に向けたまちづくり計画などの災害復興計画の策定が必要となる。まちづくり計画は、地域特性や地元住民の意見の反映が求められるとともに、迅速な事業化が必要となり、速やかな復興に向けての具体的な手順の明確化を図っておくことが重要となる。

第３　災害復興対策本部の設置

企画財政部
建設部
都市計画部
都市整備部

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

また、同本部の下に、復興プロジェクトチームを結成し、総合的な復興計画づくりを進める。

第４　災害復興計画の策定

市長室
企画財政部
福祉部
経済部
建設部
都市計画部
都市整備部

１　災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

２　災害復興計画の策定

企画財政部
福祉部
経済部
建設部
都市計画部
都市整備部

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第５　災害復興事業の実施

１　市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

都市計画部
都市整備部

（１）建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

特定行政庁である本市は、被災した市街地で、都市計画または土地区画整理事業の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

（２）被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限などを行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、都市計画決定の手続きに従って行う。

２　災害復興事業の実施

企画財政部
総務部
各部局

① 市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

② 市は、災害復興に関する専管部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

第２章　生活安定のための対策

第１節　罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。また、火災による被害については、消防長が確認できる被害について証明するものである。

市は、災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、「被災者支援システム」を活用して「被災者台帳」を整備し、被災者からの「罹災証明書」発行の申請に対して、被災者台帳により確認のうえ遅滞なく発行する。

平成25年６月21日公布の災害対策基本法第90条の２で罹災証明関係が制度化された。

第１　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被害を受けた場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

① 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
② 火災による焼損、水損、爆発による被害

第２　罹災証明を行う者

物資部
情報収集部
都市施設部
消防部

火災以外の罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の受付及び発行を情報班、支所班が行い、第１次被害家屋調査を税務班、第２次被害家屋調査を建築安全班が担当する。

火災による罹災証明は、消防長が行うものとし、火災による罹災証明書の発行事務は、予防班が担当する。

第３　罹災証明書の発行と期間

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前項の市長若しくは消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。

罹災証明書の発行期間は、災害発生日から６か月以内とする。ただし、災害の規模や被害状況により期間を延長する。

なお、病気・怪我のため入院・療養していた方や市外に避難していた方等で、罹災証明の申請が困難だった方については、相談に応じるものとする。

＜図－罹災証明発行の流れ＞

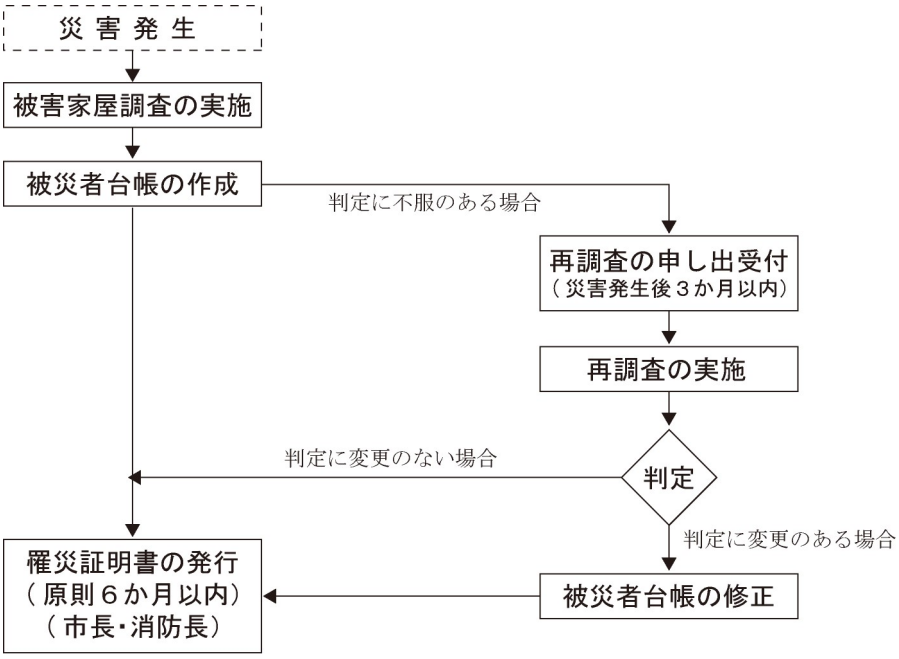

第４　証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

第５　被害家屋調査の実施

渉外部
物資部
都市施設部
消防部

１　被害家屋調査の準備

市は、災害後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の事項を実施する。

（１）事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、記録班、対策班、情報班、支所班などからの建物被害情報を基に作成された被災者台帳により被害全体状況を把握する。

（２）調査概要の検討及び調査全体計画の策定

（３）調査員の確保

・ボランティア調査員（民間建築士・土地家屋調査士など）の手配
・相互応援協定を締結している自治体への応援職員派遣要請
・調査班の編成と調査地区割りの検討

（４）調査備品等の準備

・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
・調査地図の用意（土地家屋現況図または住宅地図）
・調査員運搬用車両の確保、手配
・火災調査専用車両及び火災調査資器材の充実

物資部
都市施設部
消防部

２　被害家屋調査の実施

調査は、おおむね次の流れで実施する。

＜図－調査の流れ＞

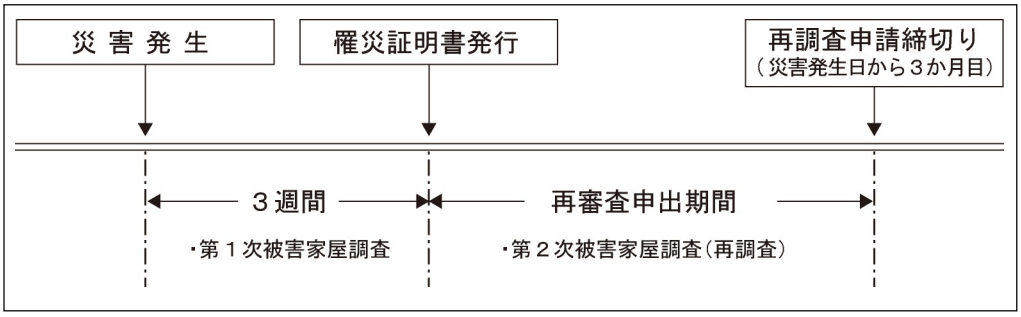

（１）第１次被害家屋調査

被害家屋を対象に２人１組で外観から目視調査を行う。

調査員は、税務班及びボランティア調査員（土地家屋調査士等）、応援自治体職員とする。

火災による損害状況調査は、災害活動が概ね収束した後に行い、予防班の火災調査専用車両等を有効活用し市内全域の調査を行う。

（２）第２次被害家屋調査

第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、２人１組で、１棟ごとに内部立ち入り調査を実施する。

調査班は２人１組で調査を実施することとし、調査員は、建築安全班及びボランティア調査員（民間建築士等）、応援自治体職員とする。

第６　被災者台帳の作成

情報収集部
消防部

情報班・支所班は、本部に集約された被害情報に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認を行う。

予防班は、川口市火災調査規程第６章「震災に伴う火災の調査」に基づき対応する。

第７　再調査の申し出と調査実施

統括部
都市施設部
情報収集部

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から３か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対し、建築安全班が迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、情報班・支所班が罹災証明書を発行することとする。同時に、被災者台帳を修正する。

なお、判定の困難なものについては、統括部が判定委員会（専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から委員を市長が委嘱する）を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

第２節　義援金品の受入れ・配分

一般から拠出された義援金品で、市に寄託されたもの、及び県知事または日本赤十字社埼玉県支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、確実・迅速に被災者に配分する。

第１　義援金品の受付

出納部
救助第１部

１　受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

なお、日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品に関しては、日赤班が受け付けるものとする。

出納部
救助第１部

２　受付・募集

（１）市へ直接送付された義援金品の受付

① 受付

義援金品の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

② 受領書の発行

市は、受領した義援金品についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

統括部

（２）義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合、本市の広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体の協力を得て、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

３　義援金品の保管及び配分

市は、義援金を送付した関係機関等と本市による義援金配分委員会を設置するとともに、被災者への配分状況について、各班の配分状況をまとめる。

また、広報班は、広報紙及び町会などの協力により、義援金品の配分状況を広報する。

総務部
救助第１部
出納部

（１）義援金

① 会計班は、寄託された義援金を、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

② 義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。

③ 福祉班は、義援金配分委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。

④ 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。

総務部
物資部
救助第１部

（２）義援品

① 義援品は、救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同等に配分する。

第３節　被災者の生活の安定

被災者の安定した生活の確保を図るため、職業斡旋、税などの納税緩和措置、その他の生活援護政策を実施する。

第１　被災者生活再建支援制度

１　被災者生活再建支援制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由などにより、自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

全壊世帯数が市町村で 10 世帯以上、または都道府県で 100 世帯以上ある場合などには同法の適用対象となる。

また、平成 25 年 9 月 2 日に発生した竜巻被害では、越谷市が被災者生活再建法の適用を受けたが、同じ竜巻で被災した松伏町は同法の適用除外となった。さらに、同年 9 月 16 日に発生した竜巻被害では、熊谷市が同法の適用を受けたが、同じ竜巻で被害を受けた行田市は同法の適用除外となった。

これらの事案から、平成 25 年 11 月、埼玉県と県内 63 市町村は、相互扶助の観点から「支援法が適用されない小規模、又は、局所的災害による被災者を支援する独自の支援策」を協議し、平成 26 年 4 月 1 日から施行した。

なお、本市においては令和元年 10 月 12 日に発生した令和元年東日本台風の被害により、被災者生活再建支援制度が適用された。

２　市の役割

（１）住宅の被害認定調査と県への随時報告
（２）罹災証明書など必要書類の発行
（３）被災世帯の支給申請などにかかる窓口業務
（４）支給申請書などの必要書類の取りまとめ及び県への送付
（５）使途実績報告書の取りまとめ及び県への送付

物資部
情報収集部
救助第１部
消防部

３　支援金の支給

市は、被災世帯の支給申請の受付けを行い、被災者台帳、罹災証明書などをもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

救助第１部
情報収集部

第２　職業斡旋計画

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、県地域防災計画では、埼玉労働局が離職者の職業斡旋を行うこととなっている。市は、県と協力し、埼玉労働局における次の措置を周知し、被災者の職業斡旋に努める。

１　離職者発生状況に関する情報の把握と支援

食料部

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向などの情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて次の措置を行う。

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用など
④ 災害救助法が適用された市町村から労務需要があった場合の労働者の斡旋

食料部

２　雇用保険の失業給付に関する措置

（１）証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。

（２）激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業などのため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

（３）不払い賃金の立替

災害により事業主が倒産などの状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続をとる。

第３　税などの徴収猶予及び減免

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

物資部

１　市税の納税緩和措置

（１）期限の延長

被災した納税義務者などが、期限内に申告その他書類の提出または市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者などの申請により、市長は納期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者などが市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請により１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１ 年以内の延長を行う。

（３）減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

① 市民税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。

③ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

２　国税などの徴収猶予及び減免　　物資部

市は、国及び県に対する被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、被災者の申告、申請、請求、その他書類の提出または納付、若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の申請に際し協力する。

３　国民年金保険料の免除　　情報収集部

被災した国民年金加入者またはその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

４　保育料の減免　　救助第２部

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

５　介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担額　　救助第１部

災害により現に居住する自己所有の住宅や家財等の財産に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて申請により減免を行う。

６　生活保護　　救助第１部

被災者の恒久的生活確保のため、市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対して、その実状を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

７ 借地借家制度の特例の適用検討　　統括部

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されることが予想される。

これらの事態に対処するため、災害時の被災者支援に関係した弁護士等専門家の意見を参考にしながら、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法が適用された際には、同法に基づき早期の復興を図る。

郵便各局

第４　郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業における料金免除、郵便貯金事業における振替料金免除、簡易保険事業にかかる非常取り扱いなど、災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第４節　被災者への融資

第１　被災者・世帯への融資

救助第１部

１　生活福祉資金の貸付

災害によって被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、速やかに自立更生のための資金として、県社会福祉協議会は、生活福祉金貸付制度により、民生委員及び社会福祉協議会の協力を得て、貸付を行う。

市及び社会福祉協議会は、市民からの貸付手続きに関する相談に応じる。

制度の対象経費	貸付限度
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内

救助第１部

２　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「川口市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が主体となり、条例に基づき実施する。

制　度	対　象	支給額
災害弔慰金の支給	①生計維持者が死亡した場合	500 万円
	②生計維持者以外が死亡した場合	250 万円
災害障害見舞金の支給	①生計維持者が重度の障害を受けた場合	250 万円
	②生計維持者以外が重度の障害を受けた場合	125 万円
災害援護資金の貸付（所得制限あり）	貸付金額： 150～350 万円	

第５節　中小企業等への融資

第１　中小企業への融資など

災害により被害を受けた中小企業者の復旧に資するため、本市及び埼玉県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

１　埼玉県への要望

埼玉県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施したり、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

本市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように埼玉県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

① 埼玉県の災害復旧貸付
② 日本政策金融公庫の災害復旧貸付
③ 商工組合中央金庫の災害復旧資金

第２　被災農林業関係者への融資など

食料部

国及び埼玉県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資を行っている。

市は、農林業関係団体から被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。

①天災資金
②農林漁業セーフティネット資金
③農林漁業施設資金
④埼玉県農業災害特別措置条例に基づく農業災害資金

川口市地域防災計画

【共　通　編】

平成 26 年 3 月発行（毎年修正）
令和 5 年 3 月最終更新

編集発行：川口市防災会議
事 務 局：川口市危機管理部危機管理課
332-8601
川口市青木２－１－１
電話　048-258-1110

※この計画は、埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けています。

KAWAGUCHI